

第463回（定例）福崎町議会会議録

平成27年9月4日（金）
午前9時30分開会

1. 平成27年9月4日、第463回（定例）福崎町議会は、福崎町役場に招集された。

1. 出席議員 13名

1番	宮内富夫	8番	木村いづみ
2番		9番	石野光市
3番	牛尾雅一	10番	小林博
4番	志水正幸	11番	富田昭市
5番	松岡秀人	12番	釜坂道弘
6番	城谷英之	13番	高井國年
7番	北山孝彦	14番	難波靖通

1. 欠席議員（なし）

1. 事務局より出席した職員

事務局 長 大塚謙一 主査 佐野允保

1. 説明のため出席した職員

町長	嶋田正義	副町長	
教 育 長	高寄十郎	技 監	松尾成史
会 計 管 理 者	萩原昌美	総 務 課 長	尾崎吉晴
企 画 財 政 課 長	福永 聡	税 務 課 長	尾崎俊也
地 域 振 興 課 長	近藤博之	住 民 生 活 課 長	谷岡周和
健 康 福 祉 課 長	三木雅人	農 林 振 興 課 長	松岡伸泰
ま ち づ く り 課 長	豊國明仁	上 下 水 道 課 長	松田清彦
社 会 教 育 課 長	山下健介	学 校 教 育 課 長	山本欽也

代表監査委員 高寄辰則

1. 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸報告
- 第 4 報告第10号 第26期株式会社もちむぎ食品センター決算報告について
- 第 5 報告第11号 平成26年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 第 6 報告第12号 議会の委任による専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解すること）
- 第 7 報告第13号 議会の委任による専決処分の報告について（川端雨水幹線工事（第2工区））
- 第 8 報告第14号 議会の委任による専決処分の報告について（福崎工業団地下水道面整備工事（第1工区））
- 第 9 議案第55号 教育委員会委員の任命について

第10	議案第56号	平成26年度福崎町一般会計歳入歳出決算認定について
第11	議案第57号	平成26年度福崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
第12	議案第58号	平成26年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について
第13	議案第59号	平成26年度福崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
第14	議案第60号	平成26年度福崎町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
第15	議案第61号	平成26年度福崎町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
第16	議案第62号	平成26年度福崎町水道事業会計歳入歳出決算認定について
第17	議案第63号	平成26年度福崎町工業用水道事業会計歳入歳出決算認定について
第18	議案第64号	平成26年度福崎町水道事業剰余金処分について
第19	議案第65号	福崎町個人情報保護条例の一部を改正する条例について
第20	議案第66号	福崎町手数料条例の一部を改正する条例について
第21	議案第67号	平成27年度福崎町一般会計補正予算（第2号）について
第22	議案第68号	平成27年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について
第23	議案第69号	平成27年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について
第24	議案第70号	平成27年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について
第25	議案第71号	工事請負契約について（香福橋橋梁補修工事）
第26	発議第3号	福崎町議会議員政治倫理条例の制定について
第27	発議第4号	福崎町議会会議規則の一部を改正する規則について
第28	請願第2号	「ウイルス性肝硬変・肝がんに係る医療費助成制度の創設と身体障害者福祉法上の肝疾患に係る障害認定の基準緩和を求める意見書」の提出を求める請願

1. 本日の会議に付した事件

第1	会議録署名議員の指名	
第2	会期の決定	
第3	諸報告	
第4	報告第10号	第26期株式会社もちむぎ食品センター決算報告について
第5	報告第11号	平成26年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
第6	報告第12号	議会の委任による専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解すること）
第7	報告第13号	議会の委任による専決処分の報告について（川端雨水幹線工事（第2工区））
第8	報告第14号	議会の委任による専決処分の報告について（福崎工業団地下水道面整備工事（第1工区））
第9	議案第55号	教育委員会委員の任命について
第10	議案第56号	平成26年度福崎町一般会計歳入歳出決算認定について

- | | | |
|-------|-----------|---|
| 第 1 1 | 議案第 5 7 号 | 平成 2 6 年度福崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第 1 2 | 議案第 5 8 号 | 平成 2 6 年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第 1 3 | 議案第 5 9 号 | 平成 2 6 年度福崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第 1 4 | 議案第 6 0 号 | 平成 2 6 年度福崎町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第 1 5 | 議案第 6 1 号 | 平成 2 6 年度福崎町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第 1 6 | 議案第 6 2 号 | 平成 2 6 年度福崎町水道事業会計歳入歳出決算認定について |
| 第 1 7 | 議案第 6 3 号 | 平成 2 6 年度福崎町工業用水道事業会計歳入歳出決算認定について |
| 第 1 8 | 議案第 6 4 号 | 平成 2 6 年度福崎町水道事業剰余金処分について |
| 第 1 9 | 議案第 6 5 号 | 福崎町個人情報保護条例の一部を改正する条例について |
| 第 2 0 | 議案第 6 6 号 | 福崎町手数料条例の一部を改正する条例について |
| 第 2 1 | 議案第 6 7 号 | 平成 2 7 年度福崎町一般会計補正予算（第 2 号）について |
| 第 2 2 | 議案第 6 8 号 | 平成 2 7 年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について |
| 第 2 3 | 議案第 6 9 号 | 平成 2 7 年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）について |
| 第 2 4 | 議案第 7 0 号 | 平成 2 7 年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について |
| 第 2 5 | 議案第 7 1 号 | 工事請負契約について（香福橋橋梁補修工事） |
| 第 2 6 | 発議第 3 号 | 福崎町議会議員政治倫理条例の制定について |
| 第 2 7 | 発議第 4 号 | 福崎町議会会議規則の一部を改正する規則について |
| 第 2 8 | 請願第 2 号 | 「ウイルス性肝硬変・肝がんに係る医療費助成制度の創設と身体障害者福祉法上の肝疾患に係る障害認定の基準緩和を求める意見書」の提出を求める請願 |

1. 開会及び開議

- 議 長 皆さん、おはようございます。
- 議員の皆様におかれましては、早朝からご参集いただき、まことにありがとうございます。
- 第 4 6 3 回福崎町議会定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。
- ことしの夏は本当に暑い日が続きました。福崎町では兵庫県内で唯一最高気温が 3 5 度以上の猛暑が 1 2 日間も続き、7 月、8 月の平均気温は 3 1. 9 度 C で、兵庫県で 1 番暑い町となりました。
- 9 月の声を聞き、ようやく厳しかった夏の日差しも秋風とともに和らいでまいりました。まだまだ気候変動は予想されますが、健康には十分留意をしていただきたいと思います。
- 本日はご健勝にてご参集賜り、ありがとうございます。
- さて、本定例会に提案されます案件は、報告第 1 0 号から報告第 1 4 号までの 5 件、議案第 5 5 号から議案第 7 1 号までの 1 7 件、委員会提案議案 2 件、議

員提案の請願 1 件の合計 25 件でございます。

いずれも重要な案件でありますので、慎重に審議をいただき、また、議事の円滑なる運営につきましても、格別のご協力をお願いいたします。

ただいまの出席議員数は、13 名でございます。定数に達しております。

よって、第 463 回福崎町議会定例会が成立したことを宣告いたします。

また、総務課及び議会事務局から写真撮影の申し出が出ておりますので、撮影を許可しております。

ただいまから、第 463 回福崎町議会定例会を開会いたします。

これより本日の日程に入ります。

本日の日程は、お手元に配付しております議事日程に記載のとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

- 議 長 日程第 1 は会議録署名議員の指名であります。
会議録署名議員の指名は、会議規則第 127 条の規定により議長が指名をいたします。
3 番、牛尾雅一議員
9 番、石野光市議員
以上の両議員にお願いをいたします。

日程第 2 会期の決定

- 議 長 日程第 2 は、会期の決定であります。
会期の決定の件を議題といたします。
去る 8 月 28 日、議会運営委員会を開いて検討をお願いいたしましたところ、既に皆様のお手元に配付しております日程表案のとおり、本日から 9 月 29 日までの 26 日間としたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。
よって、会期は本日から 9 月 29 日までの 26 日間といたします。

日程第 3 諸報告

- 議 長 日程第 3 は、諸報告であります。
6 月 24 日の第 462 回定例会閉会后、本日までの議会活動報告について、事務局に報告をさせます。
- 事 務 局 議会活動報告をいたします。
報告の内容につきましては、主なものを申し上げます。
6 月 27 日、福崎小学校において、福崎町子ども会球技大会が開かれ、議長が出席いたしました。
6 月 28 日、川辺小学校において、第 5 回神崎郡消防操法大会が開催され、議長及び民生まちづくり常任委員長が出席いたしました。
7 月 7 日、エルデホールにおいて、社会を明るくする運動神崎郡住民大会が開催され、議長ほか議員多数が出席いたしました。
7 月 13 日及び 14 日、ホテル北野プラザ六甲荘において、兵庫県町議会議長会主催の議長研究会が行われ、議長が出席いたしました。

7月26日、市川町文化センターにおいて、市川町町制60周年記念式典が開催され、議長が出席いたしました。

8月1日、エルデホールにおいて、第36回山桃忌が開催され、議長及び議員多数が出席いたしました。

8月28日、神河町大河内保健福祉センターにおいて、播磨中部高原森林基幹道推進協議会定期総会が開催され、議長及び民生まちづくり常任委員長が出席いたしました。

その他の議会活動報告は、お手元に配付の報告書のとおりです。

以上です。

議長 また、例月出納検査の報告書及び陳情書が議長宛に提出されており、その写しを配付しております。

続いて、町長からの申し出により行政報告を行います。

総務課長 各課からの行政報告をさせていただきます。

総務課からです。平成27年度職員採用試験の申込状況ですが、一般行政職は82人、一般行政職障害のある方は12人、保健師は5人、土木職は2人、保育教諭は14人の申し込みがありました。1次試験は今年20日の日曜日に神戸医療福祉大学で実施します。

次に、選挙管理事務についてですが、選挙人名簿の定時登録者数は9月1日の基準日現在、男子7,397人、女子8,109人、計1万5,506人となり、前回の6月基準日より16人の減となっています。

企画財政課です。福崎町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定については、総合戦略推進会議を開催し、福崎町の人口維持、地域の活性化について検討を進めています。

日本年金機構の情報流出問題を受け、マイナンバー制度での情報漏えいを防ぐため、庁内ネットワークのセキュリティ強化に取り組めます。

国勢調査については、9月1日に調査員に対し説明会を開催しました。初めての試みとして、9月10日から9月20日まで、パソコンなどからインターネットによる回答ができるようになりました。インターネットでの回答がなかった世帯には、紙での調査を10月1日から実施します。

税務課においては、平成27年度町税等の納税通知書及び介護保険料納入通知書を6月16日に、後期高齢者医療保険料の納入通知書は7月16日に発送しました。

また、固定資産評価台帳の縦覧を4月1日から6月30日で行い、縦覧、閲覧件数は法人35件、個人48件、計83件ありました。なお、評価額に対する異議申立はございませんでした。

また、滞納整理対策委員会では、債権管理条例に基づき、税・使用料等の債権管理台帳を作成し、情報の共有化を図るとともに、27年度徴収計画に基づき、関係課と連携しながら徴収に取り組んでまいります。

地域振興課です。第42回福崎夏まつりは、8月9日に福崎東中学校校庭で実施しました。総おどりでは町内企業や各種団体に加えて、新たな事業所からも連を組んでいただき、大きなおどりの輪ができました。総おどりの後は企業協賛による打ち上げ花火で、夏の夜の癒しのひとときを楽しんでいただきました。町内の事業所を初め、協賛金をいただきました多くの方々に、この場をおかりしてお礼を申し上げます。

平成26年度の地域住民生活等緊急支援交付金を活用した施策として、商業振興協同組合による買い物ポイント事業、フクちゃんサキちゃんポイントカードが

6月15日から7月31日の間実施されました。また、福崎町商工会によるなっ得商品券事業が8月1日から始まり、平成28年1月末まで利用されます。なっ得商品券は例年の倍額を発行しており、これらの事業による小規模事業者を中心とした商業の活性化を期待しています。

住民生活課です。神崎郡消防操法大会について、6月28日に市川町川辺小学校において開催されました。小型動力ポンプの部で庄分団が優勝、福田分団が3位というすばらしい成績をおさめました。

平成27年度交通安全モデル地区について、本年度は田尻自治会を指定し、7月19日に田尻区の塞神社で交通安全祈願祭、8月17日に交通安全教室を実施しました。

当面の行事予定については、秋の全国交通安全運動が9月21日から9月30日までの予定で実施されます。

健康福祉課です。7月16日に第1回食育推進委員会を開催し、今年度事業についての説明や関係機関、関係団体の取り組み状況について、報告を行いました。

子どもの肥満率が高いことから、今年度から新たに学童肥満予防教室、ヘルシージャンプ教室を毎月開催しています。

また、11月の福崎秋まつりには、食育推進月間事業として、キッチンスタジオやふるさと味自慢、ひみつのごちそう村などを実施します。

9月は老人福祉月間で、各集落において数々の敬老行事を行っていただいています。町でも2日に老人芸能慰安会を開き、バルーンショー、漫才、そっくりショーでお楽しみいただきました。3日には最高齢者宅を訪問し、祝福させていただきました。

農林振興課です。7月16日から17日の台風11号によって、町内の農地3カ所、農業用施設8カ所、林業施設1カ所の合計12カ所で災害が発生しました。このうち農地1カ所と農業用施設1カ所について、災害復旧暫定法による国庫補助事業の査定を10月に受ける予定です。

平成26年度に法制化された農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律、日本型直接支払制度に基づいて、農業者団体等から提出された事業計画は認定され、交付申請に基づいて9月中に支払いが行われる予定です。今後、各農業者団体において、計画に基づき事業が実施されます。

兵庫県では、荒廃が進む里山を災害から守るため、里山防災林整備事業について、西谷地区で整備の実施、南大貫地区で測量が行われる予定です。また、人と動物とのすみ分けを図るため、山林の見通しをよくする野生動物育成林整備事業について、田口地区で整備の実施、亀坪地区で測量が行われる予定で、各地区において説明会を開催して、推進いたします。

まちづくり課です。福崎駅利用者の利便性向上と駅へのアクセス強化を目的として、駅前広場、アクセス道路、観光交流センターなどの整備を進めてまいります。土地開発公社資金の活用、用地交渉事務の一部外部委託などを進め、関係者の皆様のご協力のもと、用地買収の促進を図っています。

また、町道駅南幹線道路整備に支障となる交通広場の仮整備工事に着手いたしました。

福崎町橋梁長寿命化修繕計画に基づき、香福橋補修工事や橋梁の定期点検を実施します。

内水対策事業では、イマ谷池雨水貯留施設改修工事を、また、高橋ハス池下流水路の詳細設計を実施します。

7月16日から17日の台風11号により、町内の町道3カ所、河川1カ所の

合計4カ所で土木災が発生しました。いずれの箇所も国庫補助対象にならないため、町単独費で対応いたします。

上下水道課では、下水道部門において工業団地地面整備工事第1工区の大部分を供用開始するとともに、第2工区の工事にも着手しています。また、川端雨水幹線第2工区につきましても工事を完了し、福崎駅周辺整備と合わせた駅東雨水幹線の整備に向けた検討を進めています。

水道部門では、福田水源地整備事業や工業団地の上水道、工業用水道、老朽管更新工事が予定どおり進んでおり、今後も安全・安心な水道水を安定して供給するよう努めてまいります。

学校教育課です。田原小学校体育館建設は基礎工事が終わり、1階建屋の建設に取りかかっています。小・中学校体育館非構造部材の耐震化については、つり天井の解消、照明器具の落下防止、窓ガラスの飛散防止等の工事が完了しました。

運動会について、中学校の体育大会を9月13日に、認定こども園と小学校の合同運動会を9月20日に、それぞれ小・中学校で開催します。

外国語指導助手として3年間勤務されたイギリスのベリティさんとの契約が満了となったため、後任としてアメリカからキャスリン・ムラタさんが着任しました。

社会教育課です。福崎町子ども会球技大会が6月27日に福崎小学校で開催されました。多くの応援の中で熱戦が繰り広げられ、ソフトボールは高岡子ども会が優勝、西治・西谷子ども会が準優勝に、また、バレーボールは板坂・桜子ども会が優勝、山崎子ども会が準優勝に輝きました。これらの4チームは7月19日に行われた神崎郡大会に出場し、ソフトボールで高岡子ども会が優勝、バレーボールでは板坂・桜子ども会が優勝、山崎子ども会が準優勝の栄冠を手に入れました。

第36回山桃忌を8月1日、2日に開催しました。ことしは柳田國男生誕140年の記念の年でもあり、「柳田國男と故郷70年」をテーマに講演会、シンポジウム、そして2日目は農村歌舞伎を上演し、多くの方に山桃忌を楽しんでいただきました。また、昨年度から取り組んでいます柳田國男検定は、ことし中級編も実施し、多くの人に柳田國男を学んでいただく機会を提供できました。

自治会ソフトボール大会は、8月18日から5日間の熱戦が繰り広げられ、優勝は吉田自治会、準優勝は中島自治会で幕を閉じました。

図書館では恒例の行事となりましたキャンドルナイトを9月18日の夕暮れから開催いたします。

以上で、行政報告を終わらせていただきます。

議長 次は、議案の上程及び議案説明であります。

これより、報告第10号、第26期株式会社もちむぎ食品センター決算報告についてから、請願第2号、「ウイルス性肝硬変・肝がんに係る医療費助成制度の創設と身体障害者福祉法上の肝疾患に係る障害認定の基準の緩和を求める意見書」の提出を求める請願まで、25件を議題といたします。

これから、上程議案に対する町長の提案内容の説明を求めてまいります。

町議長 第463回福崎町議会定例会を開きましたところ、ご出席をいただきまして、ありがとうございます。

ことしの夏は大変暑い日が続きました。大型台風も何回となく発生しましたが、幸い当地方に接近せず、大きな被害を生むことはありませんでした。

6月議会からの政治・経済の動きは変化に富んでいました。経済的にはギリシャや中国の国内状況が日本や世界に影響を及ぼしています。

ことしは、被爆70年、敗戦70年の年に当たり、戦後の日本を総括し、これ

からの日本を考えるよい機会となりました。

中でも、安全保障関連法案が国会に提出され、この審議を通していろいろなことがわかってまいりました。

党首討論において、ポツダム宣言についての応答がありましたが、この宣言に対する理解と対処が総括するとき重要な鍵を握っていると思います。

第2次世界大戦は、日本がこの宣言を受諾することによって終戦となり、日本と世界の歴史を方向づけるものとなりました。

安全保障関連法案を提出したグループを中心に、日本国憲法はGHQによって与えられ、押しつけられたものである。ゆえに自主憲法を制定し、個別的自衛権はもちろん、集団的自衛権の発動ができる普通の国になる主張が示されました。

しかし、私はこれにくみする気持ちにはなれないのであります。

8月15日の終戦の日を中心にして、マスコミからいろいろな情報が流されました。これらの情報を取捨選択しながら、次のように私は理解しております。

日本国憲法草案はGHQから提供されたものであること、しかし、そうせざるを得なかった理由があったということです。

戦後日本が再出発するに当たって、新しい憲法を制定する必要がありました。

その憲法には当然のこととして、受諾したポツダム宣言の精神を盛り込んだ草案をつくらなければならないはずであります。それにもかかわらず、こうした配慮が欠けていたのでGHQから草案が提出される結果となりました。

憲法も施行後約70年が経過しようとしています。憲法を変えようとする人は、どの世論調査を見ても少数であります。もし、押しつけられたと思う人が多数なら、このような結果にならないと思います。

憲法は戦争体験や戦後の生活を通して、日本国民の中にしっかりと生きているのではないのでしょうか。

次は、決算審査に当たっての私の思いであります。

私は約20年間、憲法を暮らしの中に生かす目標を掲げて町政に携わってまいりました。政治はそこに住む人々の願いに応えるものでなければならないと思っております。

福崎町民の願いを

- 1、元気で各方面で活動でき、病気になったときはお医者さんに診てもらえること
 - 2、働く場所があって、収入が保障され、そのお金を使って買い物やレジャーが楽しめること
 - 3、いじめを受けず、差別されず、地域、職場、学校等で仲よく集団生活ができること
 - 4、自然的にも人的にも、よい環境の中で安心して生活ができること
- の4点にまとめています。

この願いに総合的に応えている文書が日本国憲法だと思っております。

ところで、最近気になることがあります。一人一人の幸せを守ることも公共を重視する風潮を広げようとする動きがあることです。民主主義よりも全体主義を上を置こうとする動きです。そして、新自由主義の動きが大きな力を持っていることです。

団体や組織が自由に活動するために、規制を少なくしようとする動きです。

これは「強いものが勝って当たり前、弱いものは淘汰されてもしかたがない」という弱肉強食の世の中に進む危険性を持っています。

さらに、新自由主義と公共重視が重なり合って、いろいろな領域に影響を与え

ていることに注意する必要があると思います。

決算審査に当たっては、町民の目線でしっかりと点検し、その教訓を来年度予算や施策に生かしていくことが大切だと思っております。

これから提案議案の概要について、説明をいたします。

報告は第26期株式会社もちむぎ食品センター決算報告についてなど5件です。

議案は合計17件で、人事案件として教育委員の任命について1件、決算案件は平成26年度福崎町一般会計歳入歳出決算認定についてなど8件であります。

このたび監査委員からの意見書をつけて、議会の認定を求めるものです。

条例案件は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行によるもので、福崎町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてなど2件です。

予算案は、平成27年度一般会計補正予算（第2号）など、補正予算4件です。

一般会計補正予算（第2号）は、既定の総額にそれぞれ4,660万円を追加し、歳入歳出総額を96億9,860万円とするもので、主な歳出はマイナンバー関係のシステム改修費、税還付事業などです。

その他の案件は、工事請負契約について、香福橋橋梁補修工事など2件です。

詳細説明は会計管理者及び担当課長が行いますので、よろしく審議をお願いし、原案どおり議決くださいますよう、お願いを申し上げます。

以上でございます。

議 長 町長から上程議案に対する概要の説明が終わりました。

これから議案番号順に、詳細なる説明を求めてまいります。関連する議案は複数で説明を求める場合もございますので、あらかじめご承知をお願いいたします。

日程第4 報告第10号 第26期株式会社もちむぎ食品センター決算報告について

議 長 日程第4、報告第10号、第26期株式会社もちむぎ食品センター決算報告についてを議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を求めます。

地域振興課長 報告第10号、第26期株式会社もちむぎ食品センター決算報告について、ご説明を申し上げます。

株式会社もちむぎ食品センターは、本町が2分の1以上を出資している法人であることから、地方自治法第243条の3、第2項の規定によりまして、その決算及び事業計画について、報告をさせていただくものです。

まず、1ページの事業報告書で概要を申し上げます。

第26期は河童による集客効果で個人観光客が増加したことで、売店、レストランの売上が前期を上回りました。

また、株式会社もちむぎ食品センター経営検討委員会からの提言に沿った改善を進め、経営の健全化に取り組みました。

以下、全般と部門ごとに概要報告を記載しておりますが、まず、今期取り組みました主な改善項目を申し上げますと、事業全般では麺の生産体制の工夫による生産量の引き上げと製品在庫の圧縮、また、精麦の袋詰め作業を内製化いたしました。

9月以降は営業時間を短縮、さらに1月以降は月曜日を完全休業とし、人件費の抑制に取り組みました。

レストラン部門では、客席の回転率を上げるために、調理場、ホールの人員配

置等を見直いたしました。

売店部門では、販売商品の見直しと自社商品中心の店舗構成への変更、商品価格の見直し、販売商品の工夫による団体客への対応の迅速化とともに、在庫管理を徹底することにより発注ロスの改善を図りました。

通販部門では、送料無料とする基準を見直すことにより、平均購入単価がアップいたしました。

麺製造部門では、従来の製造工程から、必要などときには製造量を引き上げる生産方法に変更したことで、外注を減らしたことなどでございます。

また、組織活性化の面では、新しい常勤の取締役のもと、社員との話し合いを十分に行い、意思の疎通を図るとともに、社員、パート従業員の待遇改善を行うことによって、モチベーションが向上し、よりよい結果につながったとのことでございます。

なお、この報告書に書いております前期比較と申しますのは、平成25年4月から26年3月の12カ月との比較でございますので、ご了承ください。

3ページから5ページは決算書類でございます。

これらの様式につきましては、これまでの書式ではそれぞれの項目の動きがわかりづらいとの判断から、より期内での動きがわかりやすいこの様式に変更をしております。

3ページは貸借対照表でございます。

前期繰越、期間の借方、貸方、当期残高を表記しております。現金預金は3,440万6,288円で、前期より1,538万6,409円増加をしております。売掛金は361万9,967円で、294万5,495円減少、棚卸資産は1,114万1,786円で1,118万2,267円の減少となっております。流動資産合計では4,924万4,583円となりました。これらに固定資産の262万3,545円を加えた資産合計は5,186万8,128円となっております。

一方、負債は買掛金が392万326円、未払金や未払消費税等の流動負債が667万4,740円、長期借入金が1億1,200万円で、負債合計は1億2,259万5,066円となっております。

純資産は、資本金が3,000万円、当期純利益600万7,284円を加えた利益剰余金がマイナス1億72万6,938円で、純資産合計はマイナス7,072万6,938円となっております。

次の4ページは損益計算書でございます。

部門ごとの売上高合計は1億5,464万707円で、売上原価1億138万1,563円及び販売管理費5,097万8,748円を差し引いた営業損益は228万396円の黒字、雑収入の主なものは緊急雇用事業など町からの補助金であります。これらを含めた営業損益は619万2,577円の黒字、法人税等を差し引いた当期純損益は600万7,284円の黒字となりました。

4ページの右下から5ページにかけましては、製造原価の明細を記載しております。また、6ページには監査報告を添付しておりますので、後ほどお目通しください。

7ページからが、第27期の実施計画書でございます。8ページをお開きください。

第27期の売上高は1億4,500万円としまして、営業利益を第26期実績に近い230万円を見込んだ計画としております。

もち麦の原麦が不足している状況や営業担当を1人減らしたことを考慮い

たしまして、売上高は低く設定した中で、委託販売方式の見直しや売店での販売の工夫などにより利益を確保していくという計画としております。

以上、報告第16号の説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

日程第 5 報告第 1 1 号 平成 2 6 年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

議 長 日程第5、報告第11号、平成26年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を求めます。

企画財政課長 報告第11号について、ご説明申し上げます。

この報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、平成26年度決算に基づく、健全化判断比率及び資金不足比率を監査委員の意見を付して、9月議会に報告させていただくものです。

意見書につきましては、議案書に添付しておりますので、ご参照願います。

それでは、議案の2ページ目をお開きください。

まず、健全化判断比率では、実質赤字比率、連結実質赤字比率につきましては、各会計において赤字額は発生しておりませんので、該当いたしません。

実質公債費比率は11.9%、将来負担比率は153.4%です。それぞれの指標における早期健全化基準並びに財政再生基準は、表にお示しをしておりますのでございます。

報告第11号資料に算定内訳等を添付しておりますので、資料に沿って補足説明をさせていただきます。

まず、報告第11号資料3ページをお開き願います。

実質赤字比率は左上の一般会計等が対象でありまして、実質収支額を標準財政規模で除した、マイナス3.62%となります。実質収支が黒字の場合はマイナス表示となります。

次に、連結実質赤字比率は、一般会計等にその他の特別会計及び公営事業会計の全ての特別会計を加えたものが対象でありまして、右下になります。全会計における実質収支及び資金剰余額を標準財政規模で除した、マイナス19.46%となります。

実質公債費比率につきましては、算定資料の4ページをお開き願います。

実質公債費比率の対象となる公債費等は、①の元利償還金の額から、⑦の一般一時借入金の利子までの合計が該当いたしまして、⑧の特定財源から、⑭の密度補正の準元利償還金の合計につきましては、特定財源や普通交付税算入分など、公債費等から除外する要因となる項目でございます。

算定結果は中段の右寄りになりますが、平成26年度単年比較では12.50%と平成25年度単年度に比べ0.61%悪化、3年平均は11.9%で、前年度と比較して0.2%悪化しております。

悪化をいたしました要因としましては、対象となります公債費は④のうち公共下水道への繰り出しが増加をいたしました。⑩のその対象公債費から控除される交付税算入額の増加幅が少なくなったため、分子が大きくなったこと、また、分母となります標準財政規模である⑮、⑯、⑰の合計が小さくなったことが要因でございます。

将来負担比率につきましては、資料5ページをごらんください。

対象となる将来負担額は、上段に記載をしております一般会計等の地方債現在

高から退職手当負担見込額までの各項目で、合計は下段の算式中A欄、200億4,550万6,000円です。この将来負担額に対する充当可能財源等は中段でお示ししておりますとおりで、合計は下段のB欄、136億3,847万7,000円、差し引き実質負担額は64億702万9,000円です。これを標準財政規模から普通交付税に算入された公債費等を控除した41億7,409万2,000円で除したものが、将来負担比率で、153.4%となります。前年度は121.5%でありましたので、31.9%悪化をしております。

悪化の要因につきましては、地方債現在高が6億3,153万9,000円増加したこと、公共下水道事業における地方債の償還のための一般会計からの繰り入れである準元利償還金がふえたため、公営企業等繰入見込み額は増加し、将来負担額は6億3,821万4,000円の増となりました。

一方で、財政調整基金9,100万円取り崩したことで、充当可能基金が減少したことや、分子となる標準財政規模が縮小したことによるものでございます。

最後に、公営企業会計における資金不足比率等につきましては、資料6ページをごらんください。

資金不足剰余額につきましては、資料6ページの右から3列目の(8)の列になりますが、法適用企業会計の水道事業及び工業用水道事業は、流動資産から流動負債を控除したものが資金剰余額ですが、いずれの会計も資金収支は黒字であり、資金不足は発生しておりません。

法非適用企業は、企業会計は公共下水道事業及び農業集落排水事業であります。いずれの会計も収入の不足額は一般会計から繰り出しをいたしますので、資金不足額は発生いたしません。

以上が、各指標の概要であります。よろしくお願い申し上げます。

日程第 6 報告第12号 議会の委任による専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解すること）

議長 日程第6、報告第12号、議会の委任による専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解すること）を議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を求めます。

農林振興課長 報告第12号、議会の委任による専決処分の報告について説明いたします。損害賠償の額を定め和解することであり、地方自治法第180条第1項の規定及び議会の権限に属する事項中、町長が専決処分することができる事項の指定により、物損事故における損害賠償の額を定め和解することについて、次のとおり専決処分を平成27年6月26日にしたため、地方自治法第180条第2項の規定によりまして報告いたします。

事故の発生場所及び状況につきましては、説明資料をご参照ください。

事故発生日は平成27年5月21日木曜日、午後3時30分ごろ、発生場所は福崎町東田原31番地先であります。相手方は福崎町〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇氏であります。

概要は、道路右側の空き地に自動車を駐車してありまして、後方未確認のまま助手席側の搭乗者が助手席のドアを開けまして、後方から道路を走行してきた車両の右側後部のドアに接触させまして、車体を損傷したものであります。

損害賠償額は11万540円でありました。

以上、報告いたします。

日程第 7 報告第 13 号 議会の委任による専決処分の報告について（川端雨水幹線工事（第 2 工区）について

日程第 8 報告第 14 号 議会の委任による専決処分の報告について（福崎工業団地下水道面整備工事（第 1 工区））について

議長 次、日程第 7、報告第 13 号、議会の委任による専決処分の報告について（川端雨水幹線工事（第 2 工区）及び日程第 8、報告第 14、議会の委任による専決処分の報告について（福崎工業団地下水道面整備工事（第 1 工区））を一括議題といたします。

両議案に対する詳細なる説明を求めます。

上下水道課長 報告第 13 号、議会の委任による専決処分について、地方自治法第 180 条第 2 項の規定により、報告させていただきます。

この報告は、川端雨水幹線工事（第 2 工区）について、設計図書と現場の相違により工事内容の一部を変更し、請負者、藤澤工業株式会社と 6 月 26 日付で工事請負変更契約を締結したことによるものです。

工事請負額は変更前契約額 7,884 万円から 326 万 3,760 円を減額し、変更後の請負金額を 7,557 万 6,240 円としたものです。

詳細については資料により説明をさせていただきます。

報告第 13 号資料をごらんください。

平面図と、右下に変更した工事概要をお示ししております。

主な変更内容は、取り壊しを予定していた石積み水路が空練りであったため、取り壊し工から掘削工に変更したこと等により、約 230 万円の減、畦畔やごみステーションなど工事に起因する復旧工の追加で約 125 万円の増、交通誘導員の減少により、約 220 万円の減となっています。

以上、報告第 13 号の説明とさせていただきます。

続きまして、報告第 14 号、議会の委任による専決処分について、地方自治法第 180 条第 2 項の規定により、報告させていただきます。

この報告は、福崎工業団地下水道面整備工事（第 1 工区）について、設計図書と現場の相違により、工事内容の一部を変更し、請負者、株式会社ハマダと 7 月 7 日付で工事請負変更契約を締結したことによるものです。

工事請負額は変更前契約額 2 億 556 万 720 円に 295 万 8,120 円を増額し、変更後の請負金額を 2 億 851 万 8,840 円としたものです。

詳細については資料により説明をさせていただきます。

報告第 14 号資料をごらんください。

平面図と、右下に変更した工事概要をお示ししております。

主な変更内容は、開削工や立坑工の現場において、多量に発生した地下水の水替工の追加や、推進工の現場で発生した泥水処理の追加に、約 315 万円の増、ます設置工の防護コンクリートの簡素化等により約 170 万円の減、マンホールポンプの土工において薬液注入や小口径推進工を追加したことにより、約 130 万円の増となっています。

以上、報告第 14 号の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

日程第 9 議案第 55 号 教育委員会委員の任命について

議長 次、日程第 9、議案第 55 号、教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を求めます。

総務課長 議案第55号、教育委員会委員の任命について、ご説明申し上げます。

教育委員の任命は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、町長が議会の同意を得て行います。

教育委員会は、教育長と4名の教育委員で組織されており、教育に関する事務の管理、執行を行います。委員の任期は4年です。

現教育委員の石川治氏が、平成27年9月30日で任期満了となることから、再任をお願いいたしたく、議会の同意を求めるものです。

それでは、石川治氏の経歴を紹介させていただきます。お手元の経歴書をご覧ください。

石川治氏は、昭和33年生まれの57歳、住所は福崎町福崎新295番地2、昭和56年3月に神戸学院大学法学部法律学科卒業、昭和56年7月に社会福祉法人姫路市社会福祉事業団に勤務され、平成23年4月から勤務される施設の長となり、現在に至っています。

平成10年から平成14年まで、福崎町消防団長として町民の安全・安心のために精励いただきました。

平成14年から平成19年までの間では、2期にわたり福崎西中学校PTA会長を、また、中播磨地域教育推進委員の経験を生かした幅広い見識と保護者の視点で福崎町教育の充実発展に積極的に取り組んでいただいております。

平成13年から平成27年までの14年間、福崎町公害対策審議会委員として環境面から住みよいまちづくりを推進していただきました。

これまでの経歴を通し、また、保護者やボランティアグループの代表としての経験に裏打ちされた幅広い見識を生かし、福崎町教育の充実発展に積極的に取り組んでいただいているところであります。

その行動力、実行力に大いなる信頼と期待を寄せており、誠実で人望も厚い人柄からも、教育委員として適任であると確信しております。

審議の参考にさせていただくために、議案第55号資料に石川氏の「私の抱負」をお示ししていますので、ご参照いただき、ご賛同いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議長 しばらく休憩をいたします。再開は10時40分といたします。

◇

休憩 午前10時25分

再開 午前10時40分

◇

議長 会議を再開いたします。

- | | | |
|-------|--------|------------------------------------|
| 日程第10 | 議案第56号 | 平成26年度福崎町一般会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第11 | 議案第57号 | 平成26年度福崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第12 | 議案第58号 | 平成26年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第13 | 議案第59号 | 平成26年度福崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第14 | 議案第60号 | 平成26年度福崎町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第15 | 議案第61号 | 平成26年度福崎町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定に |

ついて

議 長 次、日程第10、議案第56号、平成26年度福崎町一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程第15、議案第61号、平成26年度福崎町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの6件を一括議題といたします。

各議案に対する詳細なる説明を求めます。

会計管理者 議案第56号から議案第61号までの6議案について、決算書及び議案説明資料により、詳細説明をいたします。

まず、議案第56号は地方自治法第233条第3項の規定により、一般会計歳入歳出決算について、別紙監査委員の意見をつけ、議会の認定に付するものでございます。

決算書一般会計の254ページをお開きください。

254ページは実質収支に関する調書です。

歳入総額87億4,860万5,213円、歳出総額85億5,276万7,636円、差引額1億9,583万7,577円のうち、翌年度へ繰り越すべき財源は、繰越明許費繰越額1,315万2,000円で、実質収支額は1億8,268万5,577円となり、27年度へ繰り越します。

255ページから261ページまでは、財産に関する調書で、公有財産、物品、基金及び債券の保有内容をお示ししておりますので、お目通しをお願いします。なお、基金の状況につきましては、後ほど説明をさせていただきます。

続いて、決算の概要を説明します。

議案第56号資料1ページをお開きください。上から3行目をお願いします。

先ほど実質収支額は1億8,268万5,577円と説明しましたが、実質収支額から前年度繰越金を控除し、財政調整基金取崩額などを含めた実質単年度収支額は8,998万8,434円の赤字となりました。

歳入総額は87億4,860万5,213円で、対前年度比12億2,602万9,933円、16.3%の増となりました。

主な増減内容につきましては、歳入総額の36.4%を占める町税は、アベノミクス効果により法人税割は前年度と比較し、18.9%の増となりましたが、個人町民税所得割は1.7%の減となり、固定資産税の家屋につきましては、消費税増税前の駆け込み需要の影響により3.8%の増、償却資産は企業の設備投資や太陽光発電設備の設置により5.8%の増となりました。

特別土地保有税は滞納額が完納され、町税全体では9,988万3,824円、3.2%の増となりました。

2ページの地方譲与税、利子割交付金ともに4.0%の減、配当割交付金は平成26年1月1日から本則課税されたことにより82.7%の増、株式等譲渡所得割交付金は37.8%の増、地方消費税交付金は税率改正等により17.5%の増、自動車取得税交付金は税率の改正、低公害車に係る取得税減税が実施され、56.5%の減、地方交付税は下水道事業の進捗に伴う下水道費や臨時財政対策債償還金の交付税算入額の増により、基準財政需要額が増加し、一方、地方消費税交付金の増により基準財政収入額も増加し、結果、普通交付税特別交付税合わせまして、5.1%の減となりました。

分担金及び負担金は、老人ホーム措置費負担金及び私立保育所負担金等の増により2.0%の増、使用料及び手数料はし尿くみ取り手数料及び幼稚園保育料等の減により2.2%の減、国庫支出金は臨時福祉給付金、子育て世帯臨時特例給付金事業等の実施に伴い、25.6%の増、県支出金は木造公共施設等整備事業

補助金及び保育所緊急整備事業補助金の増により、76.7%の増、財産収入は土地売り払い収入の減により、79.6%の減、寄附金は32.2%の減、繰入金は財政調整基金、福崎浄化センター環境整備基金及び地域の元気交付金基金等の繰り入れにより、1574.1%の増、諸収入は中小企業振興資金融資預託金収入の減により、20.3%の減、町債は役場庁舎耐震、水道事業会計出資債、多目的グラウンド整備に伴う町債の借入により、57.3%の増となり、一般会計全体では16.3%の増となりました。

次に、3ページをお願いします。

歳出総額は85億5,276万7,636円で、25年度に比べ12億1586万367円、16.6%の増、不用額は1億5,664万2,364円となりました。

議会費の支出済み額は1億1,547万4,502円です。議会費では、定例会4回、臨時会2回が招集され、議案98件、報告17件等について、慎重に審議され、適正妥当な結論を導き、議会の権能と責任を果たされました。

また、11月には福崎町議会初の議会報告会及び意見交換会を開催し、議会の活動状況や議会における審議状況を報告するとともに、参加者と町政の課題について意見を交換するなど、町民にわかりやすく開かれた議会活動に取り組みました。

総務費の支出済み額は9億4,075万8,391円で、25年度に比べ9,520万2,242円の減となりました。一般管理費では、遠野市との友好都市共同宣言の調印を行い、文化・教育・観光などの交流を推進し、友好のきずなをさらに深めることとし、今後の末永い交流を誓いました。

東日本大震災被災地への職員派遣事業として、宮城県山元町へ職員1名を派遣しました。

平成22年度から設置した女性委員会を継続し、町政に対する意見や提言を積極的に求めました。

文書広報費では、広報ふくさきの発行や、テレビ・ラジオ等の地域情報番組を活用し、町内外への情報発信に努めました。

会計管理費では、町が支払った一部の報酬料金等について源泉徴収所得税の課税漏れが発覚し、正確な徴収事務を行うため、姫路税務署職員による職員研修会を開催するなど、再発防止に努めました。

財産管理費では、25年度から繰り越した庁舎耐震改修工事を行い、庁舎の基盤強化を図り、非常用電源を設置したことにより、有事の際の備えができました。

また、福崎町が保有する固定資産を整理するための固定資産台帳整理システムを構築、高岡幼稚園建設に伴う旧高岡幼稚園舎の解体工事、八千種幼稚園の駐車場整備に伴う旧八千種保育所解体工事等の町有財産の維持管理を行いました。

公有財産取得事業では、県営西治ほ場整備事業の整備区域内における河川用地の仮精算金を支払い、大門福田線の雑種地を土地開発基金から買い戻しました。

企画費の第5次総合計画については、平成26年12月議会において議決され、今後は進捗状況を管理し、本計画を着実に推進していくこととなりました。

また、平成27年3月議会において、連携中枢都市圏形成に係る連携協約が議決され、圏域の経済を活性化し、魅力を高め、住民が安心して快適に暮らすことができる圏域づくりを目的とした取り組みを始めることとなりました。

4ページをお願いします。

地域振興費では、参画と協働のまちづくりを進めるための自律（立）のまちづくり交付金事業、地域づくり推進事業、アドプト事業に取り組みました。自律

(立)のまちづくり事業には32自治会が取り組み、地域住民や企業等がボランティア活動を通じて、道路や公園などの美化事業を行うアドプト事業については、4団体による取り組みがなされました。

第41回福崎夏まつりは、台風接近に伴い総おどりなどのイベントは中止し、1,000発の花火のみを打ち上げ、秋まつりを11月2日、3日に、辻広場まつりを4月26日に開催し、いずれも多く参加者でにぎわい、参画と協働のまちづくりを推進することができました。

新規事業として、民俗学の父、柳田國男の生誕の町、福崎の魅力を全国に発信する全国妖怪造形コンテスト事業を実施しました。

情報管理費では、平成25年度から取り組みを始めた基幹系業務システムの入替えを終了し、新たに子ども・子育て支援システム、滞納整理システム、下水道公営企業会計システムを導入しました。

交通対策費では、通学路危険箇所改善要望に基づき、標識、啓発看板、カーブミラー等を設置し、交通安全対策に努め、26年度は町内での交通死亡事故は発生しませんでした。

徴税費では、口座振替制度を推進し、利用者は年々ふえ、4,216人となりました。滞納整理については、兵庫県からの個人住民税滞納整理回収チームの派遣を受け、滞納処分を実施しました。滞納管理システムの導入により、滞納者情報の把握や適正な時効管理を行い、債権管理に努めました。

戸籍住民基本台帳費では、27年度から始まるマイナンバー制度に対応するための住民基本台帳システムの改修を行いました。

選挙費では、27年4月12日に執行される兵庫県議会議員選挙の準備を行い、衆議院解散による第47回衆議院議員総選挙を12月14日に執行しました。

統計調査費では、農林業センサス、教育統計、工業統計を行いました。

監査委員費では、例月出納検査を12日、決算審査、定期事務監査など、延べ21日間の検査、審査及び監査を行いました。

民生費の支出済み額は26億2,605万2,550円で、25年度に比べ、3億2,517万1,422円の増となりました。

社会福祉総務費は、臨時福祉給付金の支給、民生委員、児童委員の活動補助、社会福祉協議会への活動補助や事業委託、巡回バスの運行補助などを行いました。

社会福祉協議会では、平成26年度から福崎町障害相談支援センター事業の委託を受け、各種の相談業務や障害福祉サービスに係る利用計画の作成等を行いました。

5ページをお願いします。

巡回バスは、まちなか地区を定時定路線型運行、郊外地区を予約型運行で実施していましたが、26年4月に一部変更を加え、川西地区の郊外便を定時定路線型運行で実施しました。

新規事業臨時福祉給付金は、26年4月からの消費税率引き上げに伴い、所得の低い方の負担軽減を図るため、支給しました。

障害福祉費では、障害者総合支援法に基づく第4期障害福祉計画を策定しました。障害者の自立と社会活動への参加を促すため、施設通園補助や福祉基金を活用し、外出時のタクシー料金や車両維持経費を一部負担し、経済的負担を軽減し、社会参加の促進に努めました。

老人福祉費では、ひとり暮らし老人、高齢者世帯等が増加する中、生活支援を基本に老人クラブへの活動補助、老人保護措置事業、中播広域シルバー人材センター運営事業などに取り組みました。

人生80年いきいき住宅助成事業は、11件の助成を行い、外出支援サービス事業は46人が延べ1,019回通院等に利用されました。

町の高齢化率は26.2%で、前年度より0.65%の伸びとなっています。

地域包括支援センター運営費では、高齢者を初めとする要援護者の総合的支援を行い、介護予防支援計画を作成し、効果的な介護予防サービスを提供しました。

医療助成費では、福祉の増進を図るため、医療費の一部を助成し、老人医療以外の一部負担金については町単独施策として自己負担なしの医療費無料を継続しました。

社会福祉施設費では、入所者が生きがいのある生活が送れるよう、心身の維持向上と自立に向けた支援を行いました。

6ページをお願いします。

老人憩いの家、文珠荘では、年間を通じて4万7,432人の利用があり、指定管理者として、株式会社輝が施設の運営管理に当たりました。

児童福祉総務費では、消費税率引き上げに際し、子育て世帯への影響を緩和するための新規事業、子育て世帯臨時特定給付金を支給しました。また、平成27年4月から始まる子ども・子育て支援新制度の実施に向け、福崎町子ども・子育て支援事業計画を策定し、制度を円滑に運用するためのシステムの導入を行いました。

保育所費では、児童の健康と安全を確保しつつ、創意工夫を加えながら年齢に応じた保育を実施しました。延長保育事業や一時預かり事業のほか、一定基準に該当する第3子以降の保育料を助成しました。

また、サルビア保育園の園舎改築が平成25年、26年度で実施され、補助金を交付しました。

子育て支援施設費では、町内3カ所に子育て支援施設を設置し、子育て親子の出会いの場、地域のお年寄りとの交流の場など、集いの場の提供を行いました。

学童保育園を町内2カ所で開設し、学校や地域の協力のもと、留守家庭の子どもたちの保護、健全育成に努めました。

放課後子ども教室を田原小学校及び八千種小学校で開設し、低学年の児童が他の学年の児童と帰宅時間を合わせることで、帰宅時の安全確保を行いました。

幼児園建設費では、当町4園目となる高岡幼児園を建設し、平成27年4月から始まる子ども・子育て支援新支援制度の実施に合わせ、町内の4園全てが認定こども園へと移行し、保護者のニーズに応える幼保一体化運営が可能となりました。

災害救助費は、平成26年8月9日の台風11号及び10月13日の台風19号により、出動した職員の時間外勤務手当の支給に要した経費です。

衛生費の支出済み額は、7億3,578万9,759円で、25年度に比べ1億8,885万4,730円の増となりました。

食育推進事業では、第2次健康増進食育推進計画を策定するに当たり、第1次計画を評価するための住民アンケートを実施しました。26年度の食育推進事業は、食育イベントを実施、もち麦料理レシピコンテスト、歌詞を公募しての食育PRソング「VIVA!福崎ごちそうサンバ」を制作、ダンスを振りつけて披露するなど、地域・学校・食育関係団体の連携を図りながら事業を実施し、福崎食の歳時記の作成、学童期運動食育教室など、住民への普及、啓発活動にも努めました。

7ページをお願いします。

水道会計への繰り出しについては、経営基盤の強化及び資本費負担の軽減を図

るための出資に要する経費を出資しました。

予防接種事業では、水痘と高齢者肺炎球菌が法定化の予防接種となり、成人風疹ワクチン等の任意予防接種への助成を継続しました。

成人保健事業では、特定健康診査、各種がん検診を実施するとともに、ウォーキング教室、心の健康づくりのための気功教室、小中学生を対象に生命の誕生や命の大切さを伝える未来のパパ・ママ教室等を開催し、住民の健康保持のために積極的に取り組みました。

環境衛生費では、潤いのある健康で文化的な生活を営むことのできる環境の保全に重点を置き、花苗の配布や生ごみの減量化、福崎駅前公衆便所の清潔な維持管理などに取り組みました。

公害対策費では、生活環境の保全や自然環境の推移を監視するため、主要河川の水質調査や大気環境測定、自動車騒音測定を実施しました。

自然保護費では、自然歩道の補修や案内看板の整備を行い、利用促進を図りました。

第25回福崎町自然歩道を歩こう大会には、町内外から1,426名の参加がありました。

し尿処理費は、し尿くみ取りに要する経費と中播衛生施設事務組合への負担金で、中播衛生センターへの福崎町投入量は年間6,596キロリットルで、対前年度比3.74%増加しました。

コミュニティプラント運営費は、長目地区のし尿と生活排水を処理する施設の管理運営費で、年度末の水洗化率は89.8%となりました。

ごみ処理費は、ごみ収集に要する経費とくれさか環境事務組合への負担金で、ごみの排出抑制、再利用、リサイクルを主とした廃棄物循環型社会の形成を目指し、ごみの減量化、資源化に努めました。

農林水産業費の支出済み額は4億6,119万4,886円で、25年度に比べ6,978万9,802円の増となりました。

農業委員会では、改正農地法により農地情報をインターネット等を利用して公表することが義務づけられ、これを受け、農地台帳システムを改修し、農地情報の公表に備えました。

農業総務費では、農業集落排水事業特別会計への繰出金及び中播農業共済事務組合負担金を支出しました。

8ページをお願いします。

農業振興費では、国による農業構造改革が加速的に進められ、担い手に対する施策が次々と打ち出される中、福崎町においても、担い手の育成、確保を緊急課題とし、認定農業者や営農組織の育成、人・農地プランの作成を支援するなど、農業者の支援と地域農業の活性化を図りました。

野生動物防護柵設置事業には、福田地区が取り組み、町が防護柵資材を購入し、地元福田集落が設置しました。

特産品普及促進事業では、もち麦の生産体制の強化を図り、県立大学と連携し、新メニューを開発するなど、今後の普及戦略や新しい可能性について、研究しました。

農業農村活性化事業は、基金を活用し、集落営農の支援や担い手農家の育成を行いました。

西光寺野Ⅱ期地区水利施設整備事業では、岡部川取水ゲート改修事業に対し、県土地改良事業負担金を支払いました。

高岡地区ほ場整備推進事業は、高岡福田地区を大区画に整備するもので、平成

29年度事業採択に向け、地元と調整を図りながら計画図を作成しました。

新規事業、農村資源を活用したふるさとづくり支援事業は、千束水路の水車を修繕、水力発電による照明施設の設置に対し、補助金を支出しました。

ほ場整備事業費では、平成21年度に着手した県営西治地区ほ場整備事業の負担金を支出し、平成26年度は暗渠排水工事、農道台帳の作成、土地改良区では換地を行い、本事業は平成27年度完了予定です。

国土調査費では、田口地区の山林で地籍調査を実施しました。

ため池整備事業は、平成25年度からの繰り越し事業で、県営ため池改修の事業採択に向け、必要な耐震整備計画を策定し、亀坪奥池のため池しゅんせつ工事調査設計を行いました。

林業費では、日光寺山松くい虫立木伐倒事業を実施し、松枯れによる倒木危険の回避や景観の改善に努めました。

有害鳥獣駆除については、積極的な捕獲活動を行いました。

治山事業については、平成23年9月の台風により被災した板坂地区ののり面崩壊について、重力式擁壁の上部2メートル及びのり面工事を行いました。

9ページをお願いします。

商工費の支出済み額は、2億1,831万2,981円で、25年度に比べ6,876万9,168円の減となりました。

商工総務費は、企業誘致と工業団地の調整池の維持管理費用で、平成26年度末の工業団地の操業状況は、福崎工業団地25社、福崎企業団地11社、福崎町東部工業団地8社の、計44社となりました。

商工業振興費では、福崎町商工会への支援を通じ、中小企業者の振興・発展を図り、商工会の活動及び再建を支援しました。

商工会では、町から委託を受けて実施する緊急雇用就業機会創出事業により、従業員の処遇改善や雇用安定を図るためのセミナーの開催や、専門家派遣による経営支援、販路拡大支援に取り組み、町の補助金により「なっ得商品券」を発行し、町内商工業者の活性化と消費拡大を図りました。

町内業者育成と支援を目的とした産業活性化緊急支援事業の補助件数は36件、中小企業振興資金融資制度の貸付実績は5件でした。

平成27年3月、福崎町では県下に先駆けて、福崎町商工業振興基本条例を制定しました。

観光振興については、福崎町商工会が新たに「学問成就の道」パンフレットを作成、ホームページ、フェイスブックでも福崎町の魅力を発信しました。

もちむぎのやかた管理事業では、平成26年1月に提言を受けた経営改善実行計画に取り組みました。

また、兵庫県、福崎町、生産者、もちむぎ食品センターなどの関係団体で設立した、もち麦産地振興協議会による生産面での実証実験や、もち麦産地ビジョンの策定に取り組み、東京や近隣市町でのイベントに出店し、特産もち麦のPRに努めました。

観光エリアの拡大を図り、観光客に気持ちよくトイレを利用していただけよう、田原・文珠公衆便所を建設し、維持管理を行いました。

消費者行政費では、神崎郡消費生活中核センターの相談件数は249件でした。

緊急雇用対策では、失業者を雇用し、人材を育成する福崎町商工業者等経営改善普及促進事業に、福崎町商工会が取り組み、また、地域企業の収益増加により、従業員の処遇を改善する福崎町商工会処遇改善プログラム事業に、77事業所が取り組みました。

土木費の支出済み額は8億6,823万4,146円で、25年度に比べ、1億6,403万9,531円の増となりました。

道路橋梁総務費では、道路標識等の台帳整備、防災マップデータの時点修正を行い、ホームページに掲載しました。

大貫山田線ボックス内排水設備管理事業では、基金を一部取り崩し、排水ポンプの更新を行い、道路への大量の雨水の流入に備えました。

道路改修費では、道路の維持補修や町道美化のための委託10件、生活道路の維持補修工事32件、3筆の用地取得、12件の生活道路の舗装工事を行い、安全・安心な道路維持管理に努めました。

道路新設改良費の主なものは、25年度から繰り越した八千種八反田線歩道設置工事、馬田山崎線の道路整備工事及び兵庫県が施工する町道三木穴栗線南田原交差点改良工事費を負担し、平成23年度から始まった交差点改良工事は26年度で終了しました。

10ページをお願いします。

用地取得費の主なものは、図書館南線用地費を兵庫県に支払い、大門福田線用地を福崎町土地開発基金から買い戻しました。

橋梁改修費では、平成25年度から繰り越した長野橋歩道橋の橋脚及び上部工の工事を完了しました。香福橋の補修工事については、調査設計業務を行い、補修工事については、平成27年度に繰り越しました。また、道路橋点検業務については、平成25年度繰越分と合併施工し、道路橋定期点検業務及び道路ストック総点検業務等を委託しました。

河川改修費では、県と委託契約を締結し、市川と七種川の清掃、草刈りなどを実施し、町河川の護岸改修工事や土砂しゅんせつ工事の改修工事を行い、災害に強いまちづくりを進めました。

砂防費では、西谷地区の急傾斜地において、平成23年度から県が実施している崩壊対策工事に対し、負担金を支出し、西谷1地区については擁壁工事、のり面工事などが施工され、27年度に完了予定となり、西谷2地区については、平成26年度から工事着手をしました。

新規事業、治水対策事業では、中播磨地域総合治水対策事業、イマ谷池、高橋ハス池の治水対策を進めました。イマ谷池については、26年度に実施した詳細設計により、整備方針が決定し、高橋ハス池については、概略設計により水路の設置箇所の検討を行い、27年度に詳細設計を実施します。

福崎駅周辺整備費の主なものは、用地測量費及び物件調査費です。平成26年12月に都市再生整備計画の変更を行い、福崎駅周辺整備に合わせ、辻川界限及び福崎新町地区においても整備計画を作成し、町全体の活性化を図ることとしました。

新規事業社会資本整備総合交付金事業では、福崎駅周辺整備事業用地確保のための用地測量業務及び物件調査委託業務を実施し、用地交渉に着手、国庫補助対象外の箇所及び物件調査の精度管理については、町単独で実施しました。

11ページをお願いします。

公園管理費では、公園の管理や遊具の修繕、点検及び草刈り等の維持管理を行い、利用者が安全、快適に公園を利用できるよう努めました。

住宅管理費では、町営住宅の維持管理を行い、空き家バンク管理システム構築事業については、27年度に繰り越しました。

消防費の支出済み額は、3億5,154万6,296円で、25年度に比べ、2,748万737円の増となりました。

常備消防費は、姫路市への消防事務委託に要した経費で、消防救急デジタル無線整備及び車両の更新を行いました。火災発生は6件、救急出動は747件でした。

非常備消防費では、1本部32分団600名体制で消防施設を有効的、効果的に使い、消防活動を行いました。第24回全国消防操法大会に兵庫県代表として出場した庄分団が見事準優勝に輝きました。

防災対策費では、消防団員を対象に水防講習会を実施しました。兵庫衛星通信ネットワークシステムの更新に伴う負担金を支払い、更新工事は平成27年度に実施されます。

消防施設費では、庄分団が小型動力ポンプ、軽四積載車を更新しました。

教育費の支出済み額は13億7,971万5,864円で、25年度に比べ5億8,146万2,007円の増となりました。

教育委員会費では、教育委員会の会議を定例会12回、臨時会1回開催し、教育上の諸問題について審議しました。

事務局費では、不登校指導員等を配置し、児童生徒の問題解決に取り組み、英語指導助手を2名配置し、国際理解教育を深めました。

小学校管理費は、学校トイレの一部洋式化工事、体育館非構造部材の耐震化に取り組み、福崎小学校の特別支援学級整備工事を実施し、27年度に備えました。

田原小学校体育館の建設については実施設計を完了し、1期工事として現体育館の解体を行い、平成27年度に建設工事を行います。

中学校管理費は、中学校における義務教育活動の充実と向上を図るために要した経費です。福崎東中学校のプール水漏れ改修工事や、両中学校のトイレ一部洋式化工事等により、円滑な学校運営や教育環境の改善を図ることができました。

幼稚園費では、就学前教育の充実に努め、福崎幼稚園トイレ洋式化工事等の施設の補修を行いました。

12ページをお願いします。

社会教育総務費では、自然科学分野ですぐれた研究を行った児童生徒に吉識雅夫科学賞を贈りました。

成人式は、新成人で組織する実行委員会が企画立案、式典の進行、アトラクションなどを厳粛かつ盛大に行いました。

拡充事業、地域ぐるみ教育支援事業では、土曜英語教室、サマースクール等の教育支援及び登下校時の見守り、校内巡視等の学校支援活動により、学校、家庭、地域が一体となり、教育支援事業に取り組みました。

公民館費では、生涯学習の場の提供、町民が主体的に学習するための講座や教室を開講し、内容の充実に努めました。

文化功績賞を2名に授与し、平成26年度に文化功労賞を創設、町の芸術文化の向上と発展に寄与された方2名に授与しました。

図書館費では、町内小中学校に配布した福崎町立図書館読書ノートの活用を図り、読書環境の整備につながるイベントの実施により、読書活動推進に努めました。26年度の利用状況は貸出人数4万6,871人、貸出冊数20万6,674冊でした。

文化センター管理費では、小ホール、講義室の照明器具取りかえ工事等を行い、文化センターの利用状況は2,099件、利用者数は3万7,872人でした。

エルデホールでは、地域の文化振興を進める拠点として各種の催しを行い、自主公演事業を11回、入場者数は4,415人でした。

研修センター運営費は、文化センターの分館として、文化教養の向上、研鑽の

場として、安全に快適に利用できるよう、管理事業を行い、利用状況については935件で、1万5,742人でした。

青少年野外活動センター費では、青少年の健全育成を図り、自然に触れる機会や交流の場を提供し、利用状況は364団体で、5,607人でした。

人権教育振興費では、みずからの人権意識を見詰め、みずからを啓発していく人権教育の推進に努めました。

辻川界限文化振興費は、辻川界限の文化振興及び文化施設の管理運営に要した経費です。歴史民俗資料館では企画展、特別展を開催、福崎歴史探検隊活動、連続講座を実施し、11月24日には文化財シンポジウムを開催しました。

柳田國男・松岡家記念館は、福崎町・遠野市友好都市提携記念企画展「柳田國男生誕140年企画展」を開催しました。また、新たな取り組みとして、8月3日に第1回柳田國男検定を行い、受験者数177人、合格者94人でした。

「柳田國男とアジア」をテーマに、第35回山桃忌を開催しました。辻川山公園に設置した河童見学の相乗効果も高く、歴史民俗資料館、柳田國男記念館ともに、来館者が1万人を超えました。

辻川界限文化振興事業では、辻川界限の整備と活用について検討するため、辻川界限検討委員会を開催し、辻川界限整備事業では、「学問成就の道」遊歩道、「望郷の丘」整備を行いました。

13ページをお願いします。

これらの事業により、辻川山周辺的美観が高まり、「望郷の丘」整備により郷土の歌人、岸上大作の顕彰を進めることができました。

文化財保護費では、高岡1937番地医王寺内の神谷古墳を史跡に指定しました。

三木家住宅保存整備費は、平成22年度から始まった保存修理工事に要した経費で、平成26年度は木部の加工組立、荒壁塗り等を実施しました。

保健体育総務費では、スポーツ競技で優秀な成績をおさめた方に贈るスポーツ功績賞を個人13人に授与しました。

給食運営費では、福崎町食育推進計画に基づき、学校給食を生きた教材として活用した食育の推進に取り組み、また、安全・安心な地域の食材を、できるだけ多く給食に取り入れ、町の特産物であるもちむぎ麺や、もち麦精麦を積極的に献立に活用しました。

町民グラウンド・スポーツ公園管理費では、町民グラウンドやスポーツ公園を生涯スポーツの場として提供しました。

学校施設社会開放費では、学校施設の社会開放を行い、体育館、グラウンドを合わせて、2,521回、8万677人の利用がありました。

体育館運営費では、生涯スポーツを中心として、年間を通してさまざまな教室、大会を開催し、体育館は3万9,860人の利用がありました。

新規避難所等整備事業は、町民第1体育館耐震改修工事実施設計及び体育館東側の文化ゾーン駐車場を整備するために要した経費です。なお、町民第1体育館耐震改修工事等実施設計については、株式会社一級建築事務所小田設計の業務不履行により契約を解除し、用地購入については、平成27年度に繰り越しました。

多目的グラウンド整備費は、兵庫県産の木材を主構造とする全天候型ドーム、さるびあドームを中心に、芝生広場には複合遊具を設置し、ドーム東側にスケートボード場及びボルダリング場を整備、あわせて、非常用電源設置工事を行い、社会教育、地域振興拠点としての防災機能を兼ね備えた多目的公園を整備するために要した経費です。

公債費の支出済み額は、8億5,385万7,061円で、25年度に比べ2,557万8,543円の増となりました。

公債費は、長期借入金の返済額は元金7億6,091万9,085円で、本年度借入総額は13億9,235万8,000円、年度末現在高は102億6,309万8,769円となりました。

予備費は予算の範囲内で支出できましたので、充用はありませんでした。

災害復旧費の支出済み額は、183万1,200円で、平成25年8月23日から10月25日に発生した秋雨前線により被災した中島地区の農業用施設復旧に要した費用です。

次に、調定に対する収入未済額は、1億8,615万3,865円で、対前年度比6,538万3,249円の減額となりました。

その内訳は、町税で1億6,276万7,089円、分担金及び負担金が24万2,500円、負担金の内訳は私立保育所負担金が1万4,000円、学童保育園負担金3万3,000円、公立保育所負担金が19万5,500円、使用料及び手数料のうち、住宅使用料が384万9,930円、諸収入は1,929万4,346円で、内訳は貸付金の元利収入が1,762万2,856円と、雑入の給食費161万1,815円及び、生活管理指導短期宿泊事業個人負担金の5万9,675円です。なお、56号資料の23ページから33ページには、町税や使用料の収納状況や、不納欠損の状況について、資料を添付していますので、ご参照ください。

次に、不用額についてですが、不用額は、1億5,664万2,364円で、資料の19ページから22ページに節別20万円以上の不用額について、不用額を生じた原因別にお示しをしております。

16ページは項別の歳入の決算表で、17ページは、項別の歳出の決算表となっています。

次の18ページには、基金の積立状況をお示ししております。基金全体につきましては、右下の26年度末、28億8,240万5,249円で、25年度と比較し、1億7,235万5,240円の減額となりました。

財政調整基金9,250万円、浄化センター環境整備基金5,026万1,000円、地域の元気交付金8,675万3,000円、土地開発基金3,700万円等の取り崩しによって、年度末の残高が減少しています。

以上で、議案第56号の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第57号、国民健康保険事業特別会計について、説明します。

決算書の国保のページ、44ページをお願いします。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額19億3,198万8,164円、歳出総額19億2,683万9,564円、差引額、実質収支ともに514万8,600円で、うち2万円を繰り越し、残り512万8,600円は基金に繰り入れております。

45ページにつきましては、財政調整基金の保有額をお示ししております。決算年度末の現在高は9,813万9,001円でございます。

次に、議案第57号資料で概要の説明をさせていただきます。

資料の1ページをお願いします。

上から7行目から国民健康保険税の税率については、医療費等の動向等を鑑み、医療保険分の所得割の率を100分の6.1から5.53に、資産割の率を100分の15.1から10.0に、均等割額を2万2,700円から1万8,600円に、平等割額を1万5,900円から1万3,100円に改正しました。

また、制度改正の主なものは

- 1、国民健康保険税の課税限度額の引き上げ
- 2、国民健康保険税の軽減措置の拡充
- 3、前期高齢者の自己負担割合の見直し
- 4、高額療養費の見直し

等です。

1世帯当たりの保険税の年額は14万6,058円、被保険者1人当たりの保険税の年額は8万3,056円となりました。保険給付費は対前年度比2.2%の増となり、歳出全体の67.3%を占めています。

保健事業については、40歳から74歳の被保険者を対象に特定健康診査・特定保健指導を実施しました。本年度の特定健康診査の受診者数は集団健診1,159人、個別健診125人、合計1,284人で、受診率は37.5%となりました。平均被保険者数は4,681人です。

資料2ページには、20万円以上の不用額及び保険税の収納状況、3ページ、4ページには決算勘定表、5ページ、6ページには国民健康保険税の賦課状況についてお示しをしておりますので、ご参照ください。

次に、議案第58号について説明いたします。

決算書の後期高齢者医療事業特別会計の22ページをお願いします。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額2億2,668万3,569円、歳出総額2億2,271万8,693円、差引額、実質収支ともに396万4,876円です。

次に、議案第58号議案資料で概要の説明をさせていただきます。

資料の1ページ、8行目をお願いします。

平成27年3月末の被保険者数は2,482人で、町は兵庫県後期高齢者医療広域連合により定められた保険料を徴収し、所得が低い方の保険料軽減に係る保険基盤安定納付金と合わせて広域連合へ納付します。保険料率は兵庫県内は原則均一で2年ごとに改訂され、平成26、27年度の均等割額は4万7,603円、所得割は9.7%で、賦課限度額は57万円です。

歳入は、保険料と一般会計からの繰入金等で、繰入金は人件費や事務費、保険基盤安定納付金分です。歳出は、人件費のほか、事務費等の経費及び後期高齢者医療広域連合納付金です。

資料の2ページには20万円以上の不用額及び保険料収納状況、3ページには実施状況についてお示しをしておりますので、ご参照ください。

次に、議案第59号について説明します。

決算書の介護保険事業特別会計の38ページをお願いします。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額14億1,085万7,028円、歳出総額14億1,054万6,441円、差引額、実質収支額とも31万587円で、うち2万円を繰越金とし、残りの29万587円を基金に繰り入れています。

39ページには財産調整基金の保有高をお示ししています。決算年度末の現在高は7,473万7,440円でございます。

次に、議案第59号の資料で概要の説明をさせていただきます。

上から4行目からお願いします。

介護保険制度が平成12年に施行され14年が経過し、平成26年度は第5期事業計画の最終年度となり、第5期の主な改正は、保険料を標準月額3,600円から4,800円に引き上げ、所得段階を多段階設定し、7段階から9段階に

細分化しました。

介護報酬は平成26年4月から消費税率引き上げに伴い、全体で0.63%の引き上げとなりました。

介護給付サービス費は、対前年度比9.3%増加し、給付サービス利用では、通所介護、訪問介護、訪問看護等の居宅サービスが対前年度比で6.9%の増、地域密着型サービスは対前年度比48.4%の増となりました。

また、第6期介護保険事業会計に伴う委託料として、282万9,600円を支出しました。

地域支援事業における予防事業では、全ての65歳以上を支援する一次予防事業と、積極的に介護予防を支援する二次予防事業を行い、二次予防事業では、頭はつつ会及びいきいきクラブでは、基本健康チェックリストを実施し、ふくろう体操の導入、歯科保健指導の実施等、介護予防事業としての質の向上を図りました。

また、いきいきデイサービス事業を隔週から毎週の利用に変更し、新しい総合事業の開始に向けた取り組みを始めました。

要支援者の継続的、包括的なケアマネジメントや、高齢者の総合相談、権利擁護に当たるとともに、在宅介護支援センターすみよしの郷と協力し、高齢者の実態把握に努めました。

神崎郡介護認定審査会を133回開催し、2,703件の審査、判定を行い、福崎町分は1,066件でした。

次の2ページには、20万円以上の不用額及び保険料の収納状況、3ページには介護保険の実施状況、4ページには審査支払い手数料や介護給付の状況、5ページ、6ページには決算明細を添付しておりますので、お目通しをお願いします。

次に、議案第60号について、説明します。

決算書の農業集落排水事業特別会計の26ページをお願いします。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額2億5,417万762円、歳出総額2億5,417万762円、差引額、実質収支額ともゼロ円です。

27ページは、1、財産に関する調書で、公有財産の増減はありません。基金の保有高は決算年度末、1億6,317万4,831円となりました。

次に、議案第60号資料で概要の説明をさせていただきます。

上から6行目からお願いします。

町内の集合処理による汚水衛生処理率は向上し、宅内排水設備工事も進み、水洗化率は平成26年度末現在で85.7%になっています。平成28年度の地方公営企業法適用を目指し、資産調査等の継続実施及び企業会計システムの導入を行いました。

資料の2ページには、20万円以上の不用額及び使用料収納状況についてお示ししておりますので、ごらんください。

次に、議案第61号について、説明します。

決算書の公共下水道事業特別会計の28ページをお願いします。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額12億1130万5,175円、歳出総額11億9,530万5,175円で、差引額1,600万円は全額を繰越明許費として繰り越しますので、実質収支額はゼロ円です。

29ページは財産に関する調書で、1、公有財産の増減はございません。2、基金につきましては、決算年度末基金の保有高は2億9,088万2,091円

となりました。

概要につきましては、議案資料 6 1 号で説明させていただきます。

資料の 1 ページ、上から 3 行目をお願いします。

管路施設整備が完了した上中島地区において、公共下水道の供用を開始しました。

平成 26 年度末の供用開始面積は、555 ヘクタールとなり、住民人口での整備率は 100%、水洗化率は 71.5% になっています。

福崎浄化センターは水処理施設 3 系列による運転を行っており、処理能力 1 日当たり 5,250 立方メートルに対し、年度末の流入量は 3,542 立方メートル、67.5% となっています。

26 年度は上中島地区面整備工事や八反田東地区及び西光寺地区の舗装本復旧工事、川端雨水幹線工事（第 1 工区）を完了し、福崎工業団地地面整備工事や上中島地区舗装本復旧工事及び川端雨水幹線工事（第 2 工区）に着手し、一部を平成 27 年度に繰り越しています。

28 年度の地方公営企業法適用を目指して、資産調査の継続実施や企業会計システムの導入を行いました。

資料の 2 ページには、20 万円以上の不用額及び負担金・使用料等の収納状況をお示しをしておりますので、ご参照ください。

以上、6 議案について、一括説明をさせていただきました。また、別冊の決算報告書の歳出のページには主な事業ごとに決算の概要をお示しし、第 5 次総合計画の目標値であります目指そう値と、26 年度の決算実績との比較検証を行っておりますので、あわせて確認をいただき、審議の参考にしていただきたいと思います。

よろしくご審議を賜り、認定いただきますよう、お願いいたします。

日程第 16 議案第 62 号 平成 26 年度福崎町水道事業会計歳入歳出決算認定について

日程第 17 議案第 63 号 平成 26 年度福崎町工業用水道事業会計歳入歳出決算認定について

議 長 次、日程第 16、議案第 62 号、平成 26 年度福崎町水道事業会計歳入歳出決算認定について及び日程第 17、議案第 63 号、平成 26 年度福崎町工業用水道事業会計歳入歳出決算認定についてを一括議題といたします。

両議案に対する詳細なる説明を求めます。

上下水道課長 議案第 62 号、平成 26 年度福崎町水道事業会計歳入歳出決算認定について、説明いたします。

地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により、議会の認定をお願いをするものです。

それでは初めに、福崎町水道事業会計決算書の 12 ページをお開きください。

福崎町水道事業の事業概要につきましては、昨年度に比べ、給水量はほぼ横ばい、給水収益は約 0.2% の減となっています。

また、新会計制度により減価償却費の増加や下水道工事等に伴う資産減耗費が大きく増加したことで、営業損失を計上しました。しかし、同制度により営業外収益は増大し、経常利益は 5% の増となっています。

また、給水水量等の動きとして、業務の指標となる値を年度別にお示ししております。

給水原価がこれまでと比較して大きくふえている要因は、みなし償却制度の廃

止による補助金や工事負担金により取得した資産を減価償却することとなったためと考えています。

資料、議案第62号の2ページから4ページに水道料金及び総配水量の表を添付しておりますので、あわせてご参照ください。

次に、決算書の1、2ページをごらんください。

水道事業決算報告書です。この決算報告書は、予算に対比して執行状況を明らかにするため、税込みで表示比較しております。

収益的収入及び支出の収入では、水道事業収益予算額4億1,830万円、決算額4億4,749万5,828円、予算額に比べ、決算額の増減2,919万5,828円の増、昨年度比30.2%の増となっており、決算額の内訳は営業収益3億1,466万2,375円、営業外収益1億3,283万3,453円です。

次に支出では、水道事業費用予算額3億4,958万4,000円、決算額3億4,105万6,957円、不用額852万7,043円、昨年度比24.

4%の増となっており、決算額の内訳は営業費用3億3,055万9,636円、営業外費用748万7,944円、特別損失300万9,377円です。

なお、この決算額については消費税を含んでいるため、26ページ以降の税抜き明細書の額とは一致いたしません。

次に、3、4ページをごらんください。

資本的収入及び支出の収入です。

資本的収入予算額8億1,340万1,000円、決算額7億9,441万3,946円、予算額に比べ決算額の増減1,898万7,054円の減、昨年度比468.6%の増となっており、決算額の内訳は、企業債3億6,630万円、他会計出資金1億7,600万円、補助金2億210万8,491円、工事負担金5,000万5,455円です。

次に支出です。資本的支出予算額9億3,241万540円、決算額9億919万4,253円、翌年度繰越額はなく、不用額2,321万6,287円で、決算額の内訳は建設改良費8億9,559万5,210円、企業債償還金1,359万9,043円です。なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億1,478万307円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額4,844万9,663円と、過年度分損益勘定留保資金6,633万644円で補填しています。

次に、5ページをごらんください。水道事業損益計算書の説明をいたします。

1の営業収益については、水道料金やメーター移設等の受託工事収益、設計検査手数料など2億9,367万8,627円、2の営業費用は、原水の取水や滅菌、配水池や給水に係る費用、受託工事に要する費用や固定資産の償却費、除却費用などで、3億2,119万8,973円、営業損失は2,752万346円となります。

3、営業外収益は、預金利息や一般会計からの補助金、みなし償却の廃止に伴う繰延収益に係る長期前受金戻入や開発協力金など、9,600万6,874円、4の営業外費用は、企業債の利息や漏水還付金など、748万7,944円で、経常利益は6,099万8,584円となりました。

また、6の特別損失については、会計制度の見直しに伴う25年度分の賞与等引当金に相当する額など、300万9,377円となっています。

以上のことから、当年度純利益は5,798万9,207円で、前年度繰越利益剰余金とその他未処分利益剰余金変動額を加えると、当年度未処分利益剰余金

は2億4,931万8,360円となります。

次に、6ページをごらんください。水道事業剰余金計算書について、説明いたします。

まず、資本金については、会計制度の見直しや福田水源地及び山崎配水池の整備費として、一般会計からの出資金の受け入れにより、当年度末残高が13億231万3,487円となります。

次に、資本剰余金は、みなし償却制度の廃止に伴う長期前受金への移動により、当年度末残高が4億3,514万9,481円となっています。

続きまして、利益剰余金の減債積立金につきましては、前年度処分額1,000万円を合わせ、当年度末残高は3,435万3,176円に、建設改良積立金は、前年度処分額3,000万円を合わせ、当年度末残高は4億7,280万6,336円となります。

未処分利益剰余金につきましては、減債積立金の1,000万円、建設改良積立金の3,000万円を処分し、繰越利益剰余金は2,814万3,180円となります。

さらに、当年度変動額として、みなし償却制度廃止に伴う未処分利益剰余金への移動分や、当年度純利益を加え、当年度未処分利益剰余金は2億4,931万8,360円となり、利益剰余金合計の当年度末残高は7億5,647万7,872円となります。

次に、7ページをごらんください。

剰余金処分計算書案について、説明をさせていただきます。

当年度未処分利益剰余金2億4,931万8,360円について、資本金への組み入れにより、みなし償却制度廃止に伴う未処分利益剰余金への移動額と同額の1億6,318万5,973円、減債積立金に3,000万円、建設改良積立金に2,000万円処分し、処分後残高を3,613万2,387円にしたいと考えています。

次に、8ページから10ページをごらんください。

貸借対照表について、説明いたします。

詳細については、資料議案第62号の1ページと、7ページから11ページにお示ししておりますので、あわせてごらんください。

決算書に戻っていただいて、資産の部として、構築物や機械、装置などの固定資産と、現金預金、未収金などの流動資産を合わせ、資産合計は54億6,379万8,501円となります。

次に、負債の部として、企業債や未払金など固定負債や、流動負債、みなし償却制度の廃止に伴う繰延収益を合わせ、負債合計は29億6,985万7,661円となります。

資本の部については、資本金が13億231万3,487円、資本剰余金や利益剰余金の剰余金合計は11億9,162万7,353円で、資本合計は24億9,394万840円、負債資本合計は、54億6,379万8,501円となります。

次に、13ページをごらんください。

議会の議決事項につきましては6件、職員に関する事項は2件でした。

次に、14ページから16ページをごらんください。

建設改良工事は福田水源地整備工事や山崎配水池増設工事、工業団地における老朽管更新工事や井ノ口水管橋歩廊更新工事など、26年度13件、25年度繰越事業7件で、合わせて8億7,678万1,340円です。

次に、17ページをごらんください。

送配水管等入れかえの状況につきましては、東大貫地区の配水管新設や、下水道工事に伴う配水管移設を行っています。

増加の小計が2,467メートル、減少の小計は1,430メートルで、差引合計1,037メートルが26年度で増加した延長です。

本年度増加延長を加え、26年度末総延長は18万9,897メートルになります。また、給水工事は85件の工事を行い、保全工事につきましては、18、19ページにお示ししておりますとおり、1,264万4,080円の工事などを行いました。

20ページから24ページには、業務及び会計に関して説明しておりますので、お目通しください。

次に、25ページをごらんください。

水道事業キャッシュフローについて、説明いたします。

日常の業務によるキャッシュフローは1億1,297万4,468円の黒字、投資活動によるキャッシュフローは有形固定資産の取得による支出が増加し、5億9,623万7,129円の赤字、財務活動によるキャッシュフローは企業債発行や一般会計からの出資金の増により、5億2,950万3,448円の黒字となりました。

これらのキャッシュフローを合算すると、4,624万787円の黒字となり、資金期末残高は6億7,959万2,137円となっています。

次に、26、27ページをごらんください。

水道事業会計収益費用明細書について、説明をいたします。

まず、収益であります。水道事業収益は3億8,968万5,501円で、営業収益は2億9,367万8,627円、主なものは水道料金や設計検査手数料及び下水道徴収手数料です。

営業外収益は9,600万6,874円で、主なものは長期前受金戻入や加入分担金、開発協力金です。

次に、28ページから30ページをごらんください。

費用として、水道事業費用は3億3,169万6,294円、うち営業費用は3億2,119万8,973円で、原水及び上水費は水源地に係る費用で、3,644万5,006円、主なものは人件費や動力費です。

配水及び給水費は、配水池と給水配水管に係る経費で、9,569万9,056円、主なものは人件費のほか委託料や修繕費、加圧ポンプ所動力費や県水受水費です。メーター移設のほかの受託工事費は217万4,750円、総係費は、水道に係る通常経費で、3,316万2,078円、主なものは人件費や委託料、賃借料です。

そのほかには、減価償却費が1億3,400万7,996円と、資産減耗費が1,971万87円、営業外費用は支払利息の676万8,097円と雑支出の71万9,847円、特別損失は300万9,377円です。

次に、31ページをごらんください。

水道事業会計資本的収入及び支出明細書について、説明をいたします。

まず、収入の資本的収入は7億9,441万3,946円で、内訳は企業債3億6,630万円、他会計出資金1億7,600万円、国庫補助金2億130万6,000円、他会計補助金が80万2,491円、工事負担金5,000万5,455円です。

次に、32ページをごらんください。

支出として、資本的支出は8億4,206万9,483円で、建設改良費の8億1,376万4,190円と、給水工事費の1,470万6,250円及び企業債償還金1,359万9,043円です。

次に、33ページをごらんください。

固定資産明細書について、説明いたします。

土地から建設仮勘定まで合計で年度末現在高は69億5,628万3,603円で、減価償却累計額は22億2,578万9,541円、年度末償還未済額は47億3,049万4,062円になります。

次に、34ページをごらんください。

企業債明細書について、説明いたします。

企業債は26年度に新たに借り入れた福田水源地分1,270万円と福田水源地、山崎配水池、工業団地老朽管更新分3億5,360万円を含め、発行総額6億8,760万円、当年度償還額は1,359万9,043円で、未償還残高は5億2,787万2,629円となります。

以上で、議案第62号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第63号について、説明させていただきます。

それでは、平成26年度福崎町工業用水道事業決算書12ページをごらんください。

福崎町工業用水道事業の事業概要として、本年度の契約水量の変更はなく、営業収益については下水道工事に伴う移設工事の経費補償を含めて24.3%の増となりました。

しかし、営業費用では、新会計制度により減価償却費が大きく増加し、営業損失が発生しています。

経常利益は27.2%の減となりましたが、水道用地の売却による特別利益を計上したため、純利益は56.9%の増となっています。

また、給水水量等の動きとして、業務の指標となる値を年度別にお示ししております。水道事業と同様に給水原価が大きくはね上がっている要因は、新会計制度によるもので、みなし償却制度の廃止が大きく影響しております。

資料議案第63号の2ページから4ページには、料金及び配水量の表を添付しておりますので、あわせてごらんください。

それでは、決算書1、2ページをごらんください。

工業用水道事業決算報告書の収益的収入及び支出について、説明いたします。

まず、収入であります。工業用水道事業収益、予算額5,777万円、決算額5,248万8,143円、予算に比べ決算額の増減528万1,857円の減、昨年度比99.3%の増となっています。

決算額の内訳は、営業収益2,997万5,070円、営業外収益1,729万764円、特別利益522万2,309円です。

次に支出では、工業用水道事業費用、予算額3,634万9,000円、決算額3,587万4,286円、不用額47万4,714円、昨年度比73.1%の増となっており、決算額の内訳は営業費用3,529万7,716円、営業外費用5万1,570円、特別損失52万5,000円です。

次に、3、4ページをごらんください。

資本的収入及び支出の収入です。

資本的収入予算額2億2,330万円、決算額2億2,324万4,960円、予算額に比べ、決算額の増減5万5,040円の減となっており、決算額の内訳は、企業債1億2,560万円、国庫補助金2,160万円、工事負担金7,6

04万4,960円となっています。

支出では、資本的支出の建設改良費予算額2億2,480万円、決算額2億2,352万40円となっています。

次に、5ページをごらんください。

議 長 しばらく休憩をいたします。再開は13時といたします。

◇

休憩 午前11時58分

再開 午後 1時00分

◇

議 長 会議を再開いたします。

松田課長から説明をお願いいたします。

上下水道課長 引き続きまして、工業用水道事業決算書の5ページをごらんください。

工業用水道事業損益計算書について、説明いたします。

営業収益については、水道料金や下水道工事に伴う工事経費補償などの2,814万3,634円、営業費用は送水及び配水に係る費用や固定資産の償却など3,437万7,673円で、営業損失が623万4,039円となります。

営業外収益は、みなし償却の廃止に伴う繰延収益に係る長期前受金戻入などの1,035万611円、営業外費用は支払利息の5万1,570円で、経常利益は406万5,002円となっています。

また、特別利益として、土地の売却益が522万2,309円、特別損失は会計制度の見直しに伴う25年度分の賞与等引当金に相当する額、52万5,000円を特別損失に計上しています。

当年度純利益は876万2,311円で、前年度繰越利益剰余金とその他未処分利益剰余金変動額を加え、当年度未処分利益剰余金は2,536万3,721円となります。

次に、6ページをごらんください。

工業用水道事業の剰余金計算書について、説明いたします。

資本剰余金はみなし償却制度の廃止に伴う長期前受金への移動により、当年度末残高が1億5,556万7,111円となります。

また、利益剰余金の建設改良積立金については、前年度処分額の200万円を合わせ、当年度末残高は2,409万7,186円となります。

未処分利益剰余金については、みなし償却制度廃止に伴う未処分利益剰余金への移動額や当年度純利益を加え、当年度未処分利益剰余金は2,536万3,721円となり、利益剰余金当年度末残高は5,662万1,114円になります。

次に、7ページをごらんください。

工業用水道事業剰余金処分計算書(案)について、説明いたします。

当年度未処分利益剰余金2,536万3,721円を処分することなく、平成27年度以降で必要となる建設改良の財源として繰り越そうと考えています。

次に、8ページから10ページをごらんください。

貸借対照表について、説明いたします。

詳細については、資料議案第63号の1ページと5ページ、6ページにお示ししておりますので、合わせてごらんください。

決算書に戻っていただいて、資産の部として、構築物や機械、装置などの固定資産と、現金預金、未収金の流動資産を合わせて、資産合計は7億5,209万5,782円となります。

次に、負債の部として、固定負債となる企業債や引当金などの流動負債、みな

し償却制度の廃止に伴う繰延収益を合わせ、負債合計は4億8,895万4,743円となります。

資本の部については、資本金が5,095万2,814円、資本剰余金や利益剰余金の剰余金合計は2億1,218万8,225円で、資本合計は2億6,314万1,039円、負債資本合計は7億5,209万5,782円となります。

次に、13ページをごらんください。

議会の議決事項につきましては6件、職員に関する事項は2件でした。

次に、14ページをごらんください。

建設改良工事は、工業用水道強靱化工事など、26年度2件で、25年度繰越事業2件を合わせ、2億2,352万40円です。

保全工事は15ページにお示ししておりますとおり、238万4,100円の工事等を行いました。

そして、17ページまで業務会計に関して説明しておりますので、お目通しください。

次に、18ページをごらんください。

工業用水道キャッシュフローについて、説明いたします。

日常の業務によるキャッシュフローは、国庫補助金の未収金等により2,231万8,422円の赤字、投資活動によるキャッシュフローは有形固定資産の取得による支出が増加し、1億1,103万8,095円の赤字、財務活動によるキャッシュフローは企業債の発行により1億2,560万円の黒字となりました。

これらのキャッシュフローを合算すると、775万6,517円の赤字となり、資金期末残高は5,077万8,696円となっています。

次に、19ページをごらんください。

福崎町工業用水道事業会計収益費用明細書の収益について、説明させていただきます。

工業用水道事業収益は4,371万6,554円、営業収益は2,814万3,634円で、主なものは水道料金や設計検査手数料です。

営業収益は1,035万611円で、主なものは長期前受金戻入です。また、特別利益については522万2,309円で、土地の売却益となっています。

次に、20、21ページをごらんください。

費用として、工業用水道事業費用は3,495万4,243円で、営業費用3,437万7,673円の主なものは人件費と動力費、減価償却費です。営業外費用については、支払利息の5万1,570円、特別損失は会計基準の変更に伴うものとして、賞与等52万5,000円となっています。

次に、22ページをごらんください。

工業用水道事業会計の資本的収入及び支出明細書について、説明いたします。

収入の資本的収入については、企業債の1億2,560万円、国庫補助金の2,160万円、工事負担金の7,604万4,960円で、合計2億2,324万4,960円です。

次に、23ページをごらんください。

支出の資本的支出は、建設改良費の2億696万3,000円です。

次に、24ページをごらんください。

固定資産明細書は、土地から建設仮勘定までの合計で年度末現在高は10億8,880万6,733円で、減価償却累計額は4億1,602万9,800円になり、年度末償却未済額は6億7,277万6,933円となります。

次に、25ページをごらんください。

企業債明細書について、説明いたします。

発行総額は26年度に借り入れた強靱化工事分1億2,560万円で、償還利子5万1,570円を支払っています。

以上で、議案第63号の説明を終わらせていただきます。両議案とも、よろしくご審議賜り、認定いただきますよう、お願い申し上げます。

議 長 平成26年度の全会計の決算につきましては、先般、監査委員による決算審査が行われ、その意見書が提出されております。

決算審査意見書について監査委員の説明を求めます。

代表監査委員 それでは、決算審査意見書につきまして、説明申し上げます。

お手元の平成26年度福崎町決算審査意見書1ページをごらんください。

初めに、一般会計、特別会計決算及び基金運用状況審査意見ですが、審査の結果は、審査に付された各会計決算書等は係数は正確であると認められました。なお、事務処理はその一部については定期監査等で指摘しておりますが、おおむね良好であると認めました。また、基金の運用状況は、その設置目的に沿って運用され、係数は正確であると認められました。

次に意見ですが、14ページをごらんください。

(1) 町税では、町税収入は、町の歳入の根幹をなす重要な収入です。その賦課徴収に当たっては、誤りのない、課税客体の正確な把握及び効率的な徴収に一層努力されることを望みます。

(2) 収入未済不納欠損では、本町では滞納解消を図るため、全庁的組織である滞納整理対策委員会の設置、債権管理条例の施行に加えて26年度から収納管理システムが導入され、滞納者の状況を細かく管理できることとなりました。

その効果は収入未済額の減少、不納欠損処分の増として26年度決算にあらわれています。

言うまでもなく、不納欠損処分は納税の公平性の観点からは慎重になされるべきものであり、町民に十分な説明ができるよう、取り扱われることを望みます。またあわせて、徴収能力を向上させるために、職員の研修、滞納情報の共有化など、一層の体制の充実強化を望みます。

(3) 繰出金では、繰出金の中には法令等により一般会計による負担が定められているものがあります。特別会計は前記の経費を除く経費については、受益者の負担により賄われるのが原則です。したがって、任意に町の独自施策として繰り出す場合は、定期的にその適否について見直すとともに、必要性について町民の理解を得ることが肝要であると考えます。

(4) 町債では、町債については、発行額の適正化あるいは償還額の基準財政需要額算入率の高いものを選択するなど、町債発行により後年世代が受ける恩恵と比して、償還が過重な負担とならないよう、引き続き適正な残高管理を求めます。

(5) 財務指標では、財務指標のうち一般財源に着目した指標である財政力指数は0.728、経常一般財源比率は92.2%とそれぞれ前年度に比べて0.007ポイント、2.5%増加しています。経常収支比率は90.3%で前年度に比べて4.5%増加しており、財政の硬直化が進みつつあるといえますが、補助金の一般財源化、交付税の一部臨時財政対策債への振りかえなど、国の地方財政制度改正による影響も大きく、全国的に上昇傾向を示しています。

(6) 特別会計では、特別会計のうち農業集落排水事業特別会計、公共下水道事業特別会計は実質収支において歳入歳出同額決算となっております。また国民健康保険事業特別会計、後期高齢者医療事業特別会計、介護保険事業特別会計は、

実質収支において黒字決算となっています。これは歳入では、適正な保険料・税率の算定及び徴収努力の結果による保険料・税収入確保によるものと考えます。

今後は引き続き適正な保険料・税率の算定及び徴収に努めるとともに、国民健康保険会計では、保健、介護、食育事業などの予防医療事業を進め、農業集落排水事業特別会計、公共下水道事業特別会計では、引き続き施設への接続戸数増加を図るなど、使用料確保に努められたい。

最後に、(7) 財政運営では、本町は平成26年度を初年度とする第5次総合計画を策定しました。町の将来像、活力にあふれ、風格のある住みよいまちづくりを定め、行財政運営に取り組み、平成26年度においても具体的な施策展開が図られました。

一方、我が国を取り巻く環境は、経済では景気は緩やかな回復基調が続いているとされ、本町においても町税収入にその効果があらわれているとしています。しかし、人口構造の高齢化、少子化の進展により、社会保障費の増加、また福崎駅周辺整備事業などの社会基盤整備事業などを抱える本町としては、強固な財政基盤を実現、維持することが重要な課題であると思われまます。

こうした現状を踏まえ、総合計画に定める計画的、効率的な行政運営、安定的、効率的な財政運営の実現に向け、これまで以上に経済性、効率性、効果性の視点を基本に、費用対効果や将来負担の視点を持った適正な財政運営を行い、限られた資源を効果的に事業配分し、質の高い行政サービスを町民に提供できるよう、全庁一丸となって取り組まれることを強く要望します。

次に、公営企業会計決算意見についてですが、17ページをお開きください。

初めに審査の結果では、審査に付された会計決算書等は、その係数は正確で、関係諸帳簿と合致していることを確認しました。

次に審査の意見ですが、水道事業においては、今後節水機器の普及などで給水量が減少し、給水収益の大幅な増加が見込みがたいところです。設備の老朽化対策事業、あるいは高度処理施設整備事業など、上水道を安定的に供給するための整備事業に引き続き取り組まなければならない厳しい経営環境下にあつては、事業推進には整備手法、事業費の見直しなど、経済性を高める努力を継続してください。

次に、別冊子の平成26年度福崎町健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書1ページをごらんください。

ここでは、財政の健全化を示す比率について審査しています。

初めに審査の結果ですが、審査に付された健全化判断比率は法例の規定に従って適正に算定されていました。また、算定の基礎となる事項を記載した書類は適正に作成されているものと認めました。判断比率のうち、実質赤字比率は実質赤字が発生しなかったため、算出されませんでした。連結実質赤字比率は実質赤字、資金不足が発生しなかったため、算出されませんでした。実質公債費比率は11.9%で、早期健全化基準の25.0%を、将来負担比率は153.4%で、早期健全化基準の350%をいずれも下回っています。なお、各比率の算式は2ページ以降をご参照ください。

次に、審査の意見ですが、健全化判断比率のうち将来負担比率は対前年度比で31.9ポイント悪化しています。これは主に投資的事業にかかわる地方債現在高並びに公営企業等繰入見込額の増及び基金取り崩しによる充当可能基金の減によるものです。将来負担比率は、一般会計等が将来負担することが見込まれる経費にかかわる指標です。したがって、事業を推進するに際しては、持続可能な行財政構造確立の観点に立ち、当負担比率の低減を念頭に進められたい。

最後に、資金不足比率ですが、6ページをごらんください。

水道事業会計、工業用水道事業会計、農業集落排水事業特別会計及び公共下水道事業特別会計のいずれにおいても、資金不足が発生しなかったため、資金不足比率は算出されませんでした。

以上で説明を終わります。

日程第18 議案第64号 平成26年度福崎町水道事業剰余金処分について

議 長 日程第18、議案第64号、平成26年度福崎町水道事業剰余金処分についてを議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を求めます。

上下水道課長 議案第64号につきまして、説明申し上げます。

議案第64号につきましては、議案第62号に関係いたしまして、水道事業会計の剰余金を資本金に1億6,318万5,973円、減債積立金に3,000万円、建設改良積立金に2,000万円を処分したいので、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、水道事業会計の決算書7ページに、剰余金処分計算書(案)ということでお示しをしております。2億1,318万5,973円を処分する議案を上程しております。

よろしくご審議を賜りまして、ご賛同いただきますよう、お願いを申し上げます。

以上です。

日程第19 議案第65号 福崎町個人情報保護条例の一部を改正する条例について

議 長 日程第19、議案第65号、福崎町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を求めます。

総務課長 議案第65号、福崎町個人情報保護条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

情報化社会の急速な進展により、個人情報的大量にそして広範囲にわたって収集されたり利用されたりしています。個人情報保護条例は、このような情報化社会の進展に対し、個人の権利や利益の侵害を未然に防止し、その不安感を解消するため、個人情報の取り扱いのルールを定めた条例です。

それでは、議案第65号資料の1ページをごらんください。

個人情報保護条例の改正の概要をお示ししています。

平成25年5月31日に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、番号利用法と言います)が成立公布されました。

番号利用法は行政運用を効率化し、国民の利便性を高め、より公平、公正な社会基盤を築くことを目的としており、住民票を有する全ての個人に個人番号が付番、通知されることになりました。

個人番号は、それ以外の個人情報と比べて、強力な個人識別機能を有することから、番号利用法では、個人番号をその内容に含む個人情報である特定個人情報について、従来の個人情報よりもさらに厳格に保護するようになっています。

こうした番号利用法の趣旨に沿った個人情報保護措置として、このたび個人情報保護条例を改正するものです。

また、1ページの右側上段に番号法導入後の個人情報及び特定個人情報との関係、下段に番号法における個人情報保護の考え方の図をお示ししていますので、ご参照ください。

条例改正の内容につきましては、議案第65号資料の新旧対照表で説明いたします。

施行期日が重なるため、2条に分けて改正をしています。

2ページをごらんください。

第1条関係について、説明します。

第1条は、目的に特定個人情報の利用停止を求める権利を加えています。

第2条第2号は、特定個人情報にあっては、法人等に関する情報に含まれる当該法人等の役員に関する情報を個人情報に含むことを規定しています。

同条第3号は、特定個人情報の意義の規定を追加しています。

3ページをごらんください。

第7条第2項は、個人情報の収集に関しての規定について、特定個人情報を除くことを追加しています。

同条第4項は、特定個人情報の収集の制限について、規定をしています。

第8条第2項は、特定個人情報についての目的外利用の制限について、規定しています。

同条第3項は、特定個人情報についての目的外利用の制限について、例外を規定しています。

同条第4項は、特定個人情報についての外部提供の制限について、規定しています。

第12条の2は、個人番号利用事務等を委託した場合の適用除外について、規定しています。

4ページをごらんください。

第13条第2項は、未成年者または成年被後見人が特定個人情報を開示請求する場合、任意の代理人により開示請求できることを追加しています。

第25条の2は、自己の特定個人情報の利用停止等の請求ができる自由についての規定を追加しています。

第25条の3は、自己の特定個人情報の利用停止請求の手續について、規定しています。

5ページをごらんください。

第25条の4は、利用停止請求書が提出されたとき、実施機関の長は調査を行い、特定個人情報の全部または一部の利用停止をするかどうかの決定を書面により通知することを規定しています。

第25条の5は、実施機関の長が特定個人情報の全部または一部の利用停止を決定したときは、速やかに利用停止をしなければならないことを規定しています。

第26条は、行政不服審査法による不服申立の事項に、利用停止請求決定を追加しています。

6ページをごらんください。

第27条は、個人情報保護審査会へ諮問した旨の通知をするものに利用停止請求者を追加しています。

第29条第1項は、費用負担の規定において、利用停止請求に係る費用も無料とする規定を追加しています。

同条第2項は、特定個人情報の写しの交付及び送付に要する費用を負担する者に経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、その者が負担すべき費用

の額を減額し、または免除することができることを規定しています。

第30条は、審査会への調査審議事項を追加しています。

第32条第3項は、法令または福崎町情報公開条例を除く他の条例の規定により、個人情報の利用停止を求めるときは、当該法令または条例によることを追加しています。

7ページをごらんください。

同条第4項は、特定個人情報に限り、この条例による開示を行うことを規定しています。

8ページをごらんください。

第2条関係について、説明をいたします。

第2条第4号は、情報提供等記録の意義の規定を追加しています。

第8条第3項は、特定個人情報のうち、情報提供等記録は収集の目的の範囲を超えて利用することができないことを規定しています。

第24条第1項は、訂正請求書の提出があったとき、実施機関の長は必要な調査を行い、訂正するかどうかの決定をし、訂正請求した者にその旨を書面により通知することを規定しており、情報提供等記録は第2項として書面により通知するものを別に規定しています。

同条第2項は、実施機関の長は情報提供等記録の訂正をした場合は、その旨を書面により通知するものについての規定を追加しています。

9ページをごらんください。

第25条の6は、情報提供等記録の適用除外について、規定しています。

なお、この条例の第1条関係は、平成27年10月5日から、第2条関係は、番号利用法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行いたします。

よろしくご審議賜り、ご賛同いただきますよう、お願いいたします。

日程第20 議案第66号、福崎町手数料条例の一部を改正する条例について

議 長 次、日程第20、議案第66号、福崎町手数料条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を求めます。

住民生活課長 議案第66号、福崎町手数料条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

今回の改正は、平成27年10月5日に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、通称番号利用法が施行され、10月5日から住民票を有する全ての方に通知カードが郵送され、また、平成28年1月から申請のあった方への個人番号カードの交付が始まります。

通知カード、個人番号カードのカード交付に伴い、初回の交付手数料は国が費用を負担するため無料となりますが、紛失などにより再交付する際の手数料につきましては、国の負担はないため、手数料を負担していただくこととしました。

このため、再交付の手数料額を規定するため、福崎町手数料条例の一部を改正するものです。

議案第66号の説明資料、新旧対照表をごらんください。

住民生活課の表中、21番以降を1つつ繰り下げ、21番に通知カードの再交付1件につき500円を加えます。

また、20番の住民基本台帳カードにつきましては、個人番号カードの交付に伴い交付しなくなることから、住民基本台帳カードの交付を個人番号カードの再

交付に、手数料を500円から800円に改正をいたします。

通知カードの再交付の規定につきましては、平成27年10月5日から施行し、個人番号カードの再交付の規定につきましては、平成28年1月1日から施行するものです。

以上で、説明を終わります。

よろしくご審議賜り、ご賛同賜りますよう、お願いをいたします。

日程第21 議案第67号 平成27年度福崎町一般会計補正予算（第2号）について

議 長 日程第21、議案第67号、平成27年度福崎町一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を求めます。

企画財政課長 議案第67号について、ご説明を申し上げます。

平成27年度一般会計補正予算（第2号）は、既定の歳入歳出予算の総額に4,660万円を追加し、補正後の予算総額を96億9,860万円とするものです。

第1表、歳入歳出予算補正の内容につきましては、事項別明細書に沿って説明をさせていただきますので、まず、歳出の15、16ページをお開き願います。

（以下、事項別明細書朗読説明につき省略）

以上、議案第67号の説明とさせていただきます。

よろしくご審議を賜り、ご賛同いただきますよう、お願い申し上げます。

日程第22 議案第68号 平成27年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について

日程第23 議案第69号 平成27年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について

日程第24 議案第70号 平成27年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について

議 長 日程第22、議案第68号、平成27年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてから、日程第24、議案第70号、平成27年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてを一括議題といたします。

各案に対する詳細なる説明を求めます。

健康福祉課長 議案第68号から70号までについて、ご説明をいたします。

議案第68号、平成27年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ80万円を追加し、補正後の予算額をそれぞれ22億110万円とするものです。

補正の内容は、マイナンバー制度対応電算システム整備に係る改修費を補正するものです。

詳細につきましては、事項別明細書により説明をいたします。

事項別明細書の歳出、3ページ、4ページをお開き願います。

（以下、事項別明細書朗読説明につき省略）

以上で、議案第68号の説明を終わります。

続きまして、議案第69号、平成27年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ93万8,00

0円を追加し、補正後の予算額をそれぞれ2億3,123万8,000円とするものです。

補正の内容につきましては、マイナンバー制度対応電算システム整備に係る改修費で、歳出では総務費の一般管理費と、歳入では繰入金の一般会計繰入金をそれぞれ93万8,000円増額するものです。

以上で、議案第69号の説明を終わります。

続きまして、議案第70号、平成27年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ410万円減額し、補正後の予算額をそれぞれ14億5,840万円とするものです。

補正の内容は、マイナンバー制度対応電算システム整備に係る改修費や地域支援事業の要綱改正で補助対象外となった在宅老人介護手当の減額などを補正するものです。

詳細につきましては、事項別明細書でご説明いたします。

事項別明細書の歳出、5ページ、6ページをお開き願います。

（以下、事項別明細書朗読説明につき省略）

以上で、説明を終わります。

3議案ともご審議賜り、ご賛同いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

日程第25 議案第71号 工事請負契約について（香福橋橋梁補修工事）

議 長 次、日程第25、議案第71号、工事請負契約について（香福橋橋梁補修工事）を議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を求めます。

まちづくり課長 議案第71号、工事請負契約について、ご説明申し上げます。

平成27年8月18日に一般競争入札を執行いたしました香福橋橋梁補修工事の工事請負契約について、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を経て締結をするものです。

契約の相手方は、姫路市東延末2丁目50番地、美樹工業株式会社、代表取締役、岡田尚一郎氏でございます。

契約金額は9,212万4,000円です。工期は平成28年3月25日完成の予定です。

それでは、工事の概要について、説明させていただきます。

議案第71号資料1ページをごらんください。

入札結果をお示ししております。入札は一般競争入札により、参加業者7社で執行をいたしました。

続いて、工事の概要について、説明させていただきます。資料2ページをごらんください。

本工事は橋梁の高齢化が進んでいく中、今後増大が見込まれる橋梁の修繕、かけかえに対応するため、計画的な補修が可能となるよう策定した福崎町橋梁長寿命化修繕計画に基づいて、昨年度補修設計を行った香福橋の橋梁補修工事を実施するものです。

左側上段に川の上流側から見た側面図、下段に同じく上流側から見た平面図を示しております。

右側は上段にP C桁部の断面図、中段にはH鋼桁部の断面図を、下段は工事の

概要をお示しをしております。

橋長は4径間、115メートルでございます。主な内容につきましては、

①歩道改修工はマウンドアップ形式であることが漏水による床版の損傷の要因であることから、止水性向上のため、フラット型の形式に改修をいたします。

②RC床板補修工は右岸側第4径間のコンクリート床板に局所的な浮き、剥離、鉄筋露出が見られることから、部分的な打ちかえを行うものです。

③コンクリート表面含浸工は、コンクリート表面からしみ込んだ雨水等によるコンクリート内の鉄筋を腐食から守るため、コンクリート表面に表面保護剤を塗布するものでございます。

④ひび割れ注入工は、上部工、下部工のコンクリートにおいて、ひび割れ0.2から0.3ミリが確認されたため、エポキシ系樹脂を注入するものでございます。

⑤断面修復工は、コンクリートの剥離により鉄筋の露出している箇所、また、コンクリートの浮きが見られる箇所を断面修復材により補修をいたします。

⑥伸縮装置取替え工は、経年劣化により損傷を受けていること、雨水が伸縮装置から桁端部へ漏水していることから取り替えを行います。

⑦高欄取替え工は、長年の風雨の影響から、コンクリートの剥離、鉄筋の露出が多く見られ、かぶりが薄いこと、現行の基準より高さが不足していることから、撤去し、新規のアルミ合金高欄を設置いたします。

⑧舗装工は、全径間にわたり、伸縮装置周辺の舗装にひび割れが発生していること、その損傷から雨水が浸入し、橋桁や床板等の全体的な劣化につながっていることから、舗装の打ち替え及び防水層の設置を行います。

⑨塗装塗替え工は、第4径間の構桁において、局所的に著しい腐食が見られることから、塗装の塗り替えを行います。

その他、図面には示しておりませんが、仮設工として足場工や高欄設置や車線規制のため、仮設のガードレールの設置・移設・撤去などを行う予定としております。

以上、議案第71号、工事請負契約の締結についての提案説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご賛同を賜りますよう、お願いいたします。

日程第26 発議第3号 福崎町議会議員政治倫理条例の制定について

日程第27 発議第4号 福崎町議会会議規則の一部を改正する規則について

議長 次、これから委員会提出議案に対する提案内容の説明を求めてまいります。

日程第26、発議第3号、福崎町議会議員政治倫理条例の制定について、及び、日程第27、発議第4号、福崎町議会会議規則の一部を改正する規則についてを一括議題といたします。

両案に対する詳細なる説明を議会運営委員長に求めます。

議会運営委員長 それでは、発議第3号、福崎町議会議員政治倫理条例について、提案理由の説明をさせていただきます。

議会の基本的事項を定めた福崎町議会基本条例において、議員の政治倫理に関し、町民の信頼に応えるため、高い倫理義務が課せられていることを深く自覚し、町民の代表として良心と責任を持ち、議員として品格を保持し、見識を養うよう努めることがうたわれます。

議員の政治倫理に関しては、別に定めることとされました。本条例はこれを受

け、議員の政治倫理に関して定めようとするものです。

議会運営委員会では、議員政治倫理条例に関して、平成26年度から本年度まで8回の委員会開催や他市町への視察を行うなど検討をしております。

また、本年5月26日から6月15日までの間に、条例の素案を公表し、パブリックコメントを実施いたしました。

結果として、町民の意見、提案はありませんでした。

それでは、条例の主な内容について、ご説明を申し上げます。

本条例は、議員が町民の厳粛な信託を受けたものであることを認識し、町民の疑惑を招くことのないように、必要な処置を講じ、町民に信頼され、公正で民主的な町政の発展に寄与することを目的としております。

議員の責務については、議員は公正、誠実及び清廉を基本として、その使命の達成に努めなければならないと定めております。

町民の責務については、町民は議員に対し、政治倫理基準に反するような働きかけを行ってはならないことを定めております。

議員が遵守すべき政治倫理基準については、

第1に、町民全体の奉仕人として、その品位と名誉を損なうような、職務に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと

第2に、町民全体の利益のみを指針として行動し、その地位を利用していかなる金品も授受しないこと

第3に、町が行う許可もしくは認可または請負契約、業務委託契約、物品納入契約その他の契約に関して、特定の企業または団体のため不正に許可もしくは認可または契約をするよう働きかけないこと

第4に、町の職員の適正な職務の遂行を妨げ、またはその職務を不正に行使するよう働きかけをしないこと

第5に、町職員の採用、昇任及び異動等に関し、その地位を利用し、不正に影響力を行使しないこと

第6に、政治活動に関して、企業、政党及び政治団体を除く団体からの寄附金を受けないこと、また、議員の後援団体についても政治的、道義的批判を受けるおそれのある寄附を受けないこと

第7に、国もしくは地方自治体の公務員または関係団体の役員もしくは職員に対し、その権限またはその地位による影響力を及ぼすことにより、公正な職務の執行を妨げる等不当な行為をしてはならないことを定めております。

そして、議員は政治倫理基準に反すると疑惑を持たれたときは、みずから進んで真摯かつ誠実に疑惑を解明するとともに、その責任を明らかにしなければならないと定めております。

政治倫理基準に反する疑いがあると認められる議員がある場合の審査につきましては、第5条以下で議員または町民からの請求、審査会の設置、会議、審査、審査結果の報告、審査結果の報告を受けた後の議会の措置、守秘義務について定めております。

なお、この条例の施行日は、平成27年10月1日としております。

以上が、提案議案の主な内容であり、詳細については配付をさせていただいております議案書のとおりであります。

続きまして、発議第4号、福崎町議会会議規則の一部を改正する規則について、提案の理由を説明をさせていただきます。

会議規則は地方自治法第120条に規定されており、議会運営の公正と公立性を確保するために必要なものであり、議会の自律規定であります。

会議規則第2条に欠席の届け出に関する規定があり、議員は事故のため出席できないときは、その理由をつけ、当日の開議時刻までに議長に届けなければならないとあります。事故とは、会議に出席できない一切の場合であり、病気などもこれに含まれております。女性議員における出産の場合の欠席も事故に含まれるとされてきましたが、最近の社会情勢などを勘案して、議論した結果、出産の場合の欠席の届け出について、新たに規定しようとするものであります。

また、会議規則第130条に、議場における服装や携帯品の禁止について、定めております。

この中で、つえの携帯は議長の許可が必要でしたが、高齢化社会を迎え、つえを持たれる高齢者がふえている状況を考慮し、つえを携帯の禁止事項から削除しようとするものであります。

なお、この条例は施行日は平成27年10月1日といたします。

以上が、第4号の提案の理由であります。

議員各位におかれましては、議案の趣旨をご理解いただき、ご賛同賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

日程第28 請願第2号 「ウイルス性肝硬変・肝がんに係る医療費助成制度の創設と身体障害者福祉法上の肝疾患に係る障害認定の基準緩和を求める意見書」の提出を求める請願

議長 次、日程第28、請願第2号、「ウイルス性肝硬変・肝がんに係る医療費助成制度の創設と身体障害者福祉法上の肝疾患に係る障害認定の基準緩和を求める意見書」の提出を求める請願についてを議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を紹介議員に求めます。

富田昭市議員 「ウイルス性肝硬変・肝がんに係る医療費助成制度の創設と身体障害者福祉法上の肝疾患に係る障害認定の基準緩和を求める意見書」の提出を求める請願の趣旨説明を行います。

現在、我が国におけるウイルス性肝硬変患者は350万人以上と推定されているところ、国はウイルス性肝炎患者、すなわち肝硬変、肝がん患者を含むに対するインターフェロン、核酸アナログ製剤を中心とする、一定の抗ウイルス療法について、国と自治体の予算に基づく医療費助成を実施しております。

ウイルス性肝硬変患者に係る特別な措置がとられるに当たっては、平成21年制定の肝炎対策基本法の前文にあるとおり、国内最大の感染症であるB型肝炎及びC型肝炎に係るウイルスへの感染については、国の責めに帰すべき事由によりもたらされ、また、その原因が解明されていなかったことによりもたらされたものがあり、C型肝炎の薬害肝炎事件につき、国が責任を認め、B型肝炎の予防接種禍事件について、最終の司法判断により、責任を確認したことが周知の歴史的前提であります。

しかしながら、国が実施している現行の医療費助成の対象は、上記のとおりインターフェロン治療、核酸アナログ製剤治療など、一定の抗ウイルス療法に限定されており、これら治療法に該当しない肝硬変、肝がん患者の入院、手術費用等は極めて高額にのぼるにもかかわらず、助成の対象外となっています。

そのため、より重篤な病態に陥り、就業や生活に支障を来し、精神的、肉体的に苦しみつつ、経済的、社会的にも逼迫している肝硬変、肝がん患者に対しては、一層の行政的、社会的支援が求められるところであり、国の平成26年度予算要求に係る肝炎対策推進協議会意見書でも、厚生労働大臣に対して、予算として必

要な措置として、肝硬変、肝がん患者を含め、全ての肝炎医療に係る医療費助成制度を創設することが挙げられています。

ところで、B型肝炎訴訟については、平成23年の国と原告団との基本合意の締結、B型肝炎特別措置法の制定に当たっては、国は予防接種時の注射器打ち回しにより、B型肝炎ウイルス感染被害者は40数万人にも及ぶと繰り返し言明をしてきております。しかしながら、基本合意から2年以上を経た今日においても、B型肝炎訴訟の原告として、給付金の支給対象たり得る地位にある者は1万人程度にすぎず、大多数の被害者は救済の入り口にさえ立っていないのが現状であります。

被害者数と原告数とのこうしたそご、すなわち食い違いが生まれる最大の要因は、長年にわたって国が注射器打ち回しの予防接種禍、災い、不始末の実態を放置しまして、平成元年のB型肝炎訴訟の最初の提起後も、予防接種禍の実態調査等を怠ったことで、時間経過により母親が死亡するなど、予防接種禍を立証する医学的手段を失った被害者が膨大に存在することにあります。

他方で、C型肝炎についても、時間の経過に伴うカルテ廃棄等の理由により、薬害であることの被害立証が困難となった多数の被害者が存在することは容易に推定できます。

また、一定時期までは感染を回避することが簡単ではなかったとはいえ、輸血によってB型、C型肝炎ウイルス感染したもの、あるいは因果関係の立証がB型肝炎に比べて医学的に困難であるが、客観的には予防接種その他の注射時に注射器の打ち回しによりC型肝炎ウイルスに感染したものなど、我が国には医療行為に関連してウイルス性肝炎に感染した多数の肝炎患者が存在し、国民病としてのウイルス性肝炎、また、全体として医原病としての性格を濃厚に帯びています。

そのため、近年では全てのウイルス性肝炎患者に対し、より厚い行政的対応を求める国民の声が広がっている。

このように肝炎対策基本法制定後の事態の推移は、我が国のウイルス性肝炎が国民病かつ医原病として本質をもたらすことをますます明らかにし、とりわけ、国の責任を明確化され、国が多数存在することを認めているB型肝炎の予防接種禍被害者ですら、その多くが立証手段を失って、費用救済の対象とならない厚労行政の矛盾が一層鮮明となっています。

ここに至っては、肝炎対策基本法前文の基本精神に立ち返りつつ、法制定時より一層明らかになった国民病、医原病としてウイルス性肝炎の特異性に思いをいたし、厚労行政を担う国の責任において、一般疾病対策の水準にとどまらない患者支援を進めるべきであります。

とりわけ、高額な医療患者負担と就労不能等の生活困難に直面しているウイルス性肝硬変、肝がん患者については、毎日120名以上の方が亡くなっている深刻な事態に鑑み、現在は助成対象とはなっていない医療費にも広く助成を及ぼすよう、早急に制度の拡充、充実を図るべきであります。

以上により、地方自治法第90条の規定により、衆参両院議員並びに政府内閣総理大臣、厚生労働大臣に対して、意見書を提出いただきますよう請願をします。

議員諸兄におかれまして、請願の趣旨をご理解いただき、賛同いただきますことをお願い申し上げます。

以上です。

議長 以上で、本定例会1日目の日程は終わりました。

9月7日は議案調査のため休会といたします。

次の定例会2日目は9月8日、午前9時30分から再開をいたします。

それでは、本日はこれをもって散会といたします。お疲れさまでした。

散会 午後 2時10分